

県民意見整理台帳

(「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画(仮称)」素案に関する県民意見及び意見に対する県の考え方)

○意見募集期間 令和5年12月15日(金曜日)～令和6年1月14日(日曜日)

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 79件(延べ件数 254件)
- ・意見別の内訳

| 意見の内容 | 件数 |
|---------------------------------|-----|
| 1 第1章「女性支援事業の経緯の経緯と今日的意義」に関する意見 | 7 |
| 2 第2章「計画の基本的な考え方」に関する意見 | 4 |
| 3 第3章「困難な問題を抱える女性の状況及び取り組むべき事項」 | 7 |
| 4 第4章「計画の内容」に関する意見 | 190 |
| 5 第5章「推進体制」に関する意見 | 10 |
| 6 参考資料に関する意見 | 2 |
| 7 計画全体に関する意見 | 27 |
| 8 その他 | 7 |
| 合計 | 254 |

○意見の反映状況

| 意見の反映状況 | 件数 |
|--|-----|
| A 計画案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。) | 124 |
| B 計画案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 | 17 |
| C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。 | 76 |
| D 計画案には反映できません。 | 22 |
| E その他(感想・質問等) | 15 |
| 合計 | 254 |

令和6年3月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

意見の内訳（内容区分）

- 1 第1章「女性支援事業の経緯と今日的課題」
- 2 第2章「計画の基本的な考え方」
- 3 第3章「困難な問題を抱える女性状況及び取り組むべき事項」
- 4 第4章「計画の内容」
- 5 第5章「推進体制」 / 6 参考資料 / 7 計画全体 / 8 その他

意見の反映状況（反映区分）

- A 計画に反映する意見（趣旨を既に記載している場合を含む）
- B 計画に反映しないが施策は既に実施済みの意見
- C 今後の参考とする意見
- D 計画に反映できない意見
- E その他（感想・質問等）

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|---|
| 1 | 4 | 女性達が抱える困難さ、課題の整理についてはよく精査できているという印象をもちましたが、その課題解決のための施策に関しては具体性に欠けると感じました。例えば、ある県では一時保護所退所後のアフターケアをセンターが実施していくと言う事が明記されていました。既存の社会資源を活用しながらの新たな取り組みに期待しています。 | C | 本計画に基づき、施策を推進してまいります。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 2 | 4 | 女性相談支援員の処遇の改善を含めた専門性の確立について、県はどのように取り組もうとされているのかについても、計画の中に示してほしかったです。重責を担いながらも不安定な立場にある女性相談支援員について、単に配置数を増やすと言うことだけを目標とはせず、相談の質を保つためには会計年度の枠組みで雇用はせず、支援員の経験や能力をきちんと評価する仕組みも大切なのではないかと思います。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 3 | 2 | この計画の性格についての意見です。SDGsを引いて性格付けをしているが、困難を抱える女性の範囲が不十分である。県内に居住する外国籍女性に対する言及が欠如している。なぜ外国籍女性の支援が必要なのか、その背景については、2022年末現在、日本には、中長期在留に限定しても約307万5千人の外国人が在留しており、その約50パーセントは女性で、その在留資格は永住者、家族滞在、技能実習など多様化している。また、何らかの事情で在留資格を失った外国人も多く（2023年の推計で約7万人）、その相当数が女性である。さらに、国籍は日本であるが、外国にルーツを持つ女性（子どもに限らない）も相当数いる。これら、日本に在留する外国人女性及び外国にルーツを持つ女性（以下「外国人女性」という）の多くは、在留資格の有無に関わらず、困難を抱え、支援を必要としている。そこで、外国人女性の抱える困難を理解し、その名称を基本計画に盛り込んでいただきたい。 | C | 本計画における支援対象である困難な問題を抱える女性やDV被害者については、女性支援法及びDV防止法の趣旨にのっとり、その国籍を問いません。ご意見をいただいた日本に在留する外国人女性及び外国にルーツを持つ女性も本計画の対象者に含まれているため、計画名称に盛り込むことはいたしません。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 4 | 4 | <p>〈意見〉 （日常的に連携することが想定される関係機関の例）の表中、「分野」に「人権擁護関係」を追加し、想定される代表的な機関名に「法務局」及び「人権擁護委員」を追加していただきたい。</p> <p>〈理由〉 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。」（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号、以下「法」という。）第3条第3号）を基本理念として行わなければならない旨規定され、国は、上記基本理念にのっとり、必要な施策を講ずる責務を有する旨規定されているところ（法第4条）、国の人権擁護に係る事務（法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第26号から第29号までに掲げる事務）については、法務省が所掌し、法務局及び地方法務局が分掌することとされているため。 また、法第14条において、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員は、法の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする旨規定されているため。</p> | A | （日常的に連携することが想定される関係機関の例）に、「人権擁護関係—法務局、人権擁護委員」を追記しました。（41ページ） |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|--|
| 5 | 8 | モデル事業となっていた東京都は、住民監査・住民訴訟になっています。福岡では住民監査は棄却になりましたが、支援団体は保護人数0で1100万円支給されているようでSNS上では対応を疑問視する声を見かけました。神奈川でもNPO・一社の会計問題、東京都のトー横のような状況が神奈川にもあるのかが気になります。弱者ビジネス、マネロンも注意喚起がなされていると思いますが、対策として、情報の公開と、自己監査ではない監査、必要以上に公金をばらまかないなどの対応が必要ではないかと思っています。DVも、虚偽DVへの対策が気になります。 | B | 法人等への支出に関するご懸念につきましては、引き続き適切な予算執行に努めてまいります。 |
| 6 | 1 | 売春防止法の限界という記述を読み、2023年11月29日の神奈川県議会の議事によると横浜市中区の伊勢佐木町と若葉町の一部にて外国人男性による「売春」が問題になっており、県警本部長が条例で取り締まるのが難しいと言及されたという報道があったが、売春防止法における売春行為に関しては女性だけでなく、性別問わず外国人への保護と支援も併せて行うことや、外国人男娼への対策・法改正も必要であると思う。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 7 | 1 | 2ページの下から1～2行目：「性加害問題」は「性被害問題」とする。 (修正理由) 女性が抱える問題として表現する。 | A | 「性被害問題」に修正しました。(2ページ) |
| 8 | 1 | 3ページの6行目：「支援施策の周知・啓発」の「啓発」を削除し、「支援施策の周知」とする。 (修正理由) 「啓発」は、直前にある「人権意識の醸成などの意識啓発」と重複する。 | A | 「支援施策の周知」に修正しました。(3ページ) |
| 9 | 2 | 4ページの下から4行目～6行目：3つの基本理念の順番に揃えて、「人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援」を最初にする。 | A | 当該記載の順番を、基本理念の順番に合わせ修正しました。(4ページ) |
| 10 | 4 | 45ページの(1)～(7)の並べ方：(6)の位置等が不自然な感じがある(もっと上位であるべき)。例えば、(1)、(6)、(4)、(2)、(3)、(5)、(7)の順ではいかがでしょうか。 | A | 当該記載の順番を、概ね時系列順となるよう修正しました。(33ページ) |
| 11 | 4 | 45ページの脚注：「ウエルビーイング」を(良い状態)と説明していますが、これは県の定訳でしょうか。(心身ともに健康で幸せな状態)などわかりやすくできないでしょうか。 | A | 「心身ともに健康で幸せな状態」に修正しました。(33ページ) |
| 12 | 4 | 46ページの4の上から6～9行目：「年齢、障害の程度・・・必要に応じて支援の対象になります。さらに」は意味不明のため削除する、又は、書き直す。 (修正理由) 3～6行目に、計画の対象者が女性支援法の対象者である旨を記載し、6行目で「また」で接続し上で、6～9行目の記述となっていることから、6～9行目は、女性支援法の対象外であっても対象とするという意味か？「必要に応じて支援の対象になります」とあるのは、困難な問題を抱える女性であっても支援の対象になる場合とならない場合があるという意味か？ | A | 6行目からの「年齢、障がいの程度、～」は、女性支援法の対象ですので、わかりやすいよう接続しを「なお、」に修正しました。なお、困難な問題を抱える女性が支援対象となることから、「必要に応じて」は削除しました。(34ページ) |
| 13 | 4 | 46ページの4の下から5～7行目：この段落を11行目に移動する。 (修正理由) 現在の位置では、トランスジェンダーの女性がDV被害に関してのみ対象となるような誤解を生みやすい。 | A | ご意見のとおり、記載場所を移動しました。(34ページ) |
| 14 | 4 | 48ページの(1)ア：2番目の・の「また、支援者の活動の連携及び調整を図ります。」は別の場所に移動する。 (修正理由) 2番目の・は、本支援計画の毎年の評価について述べており、活動における連携や調整は異質である。 | A | より分かりやすいよう「ア 県の役割」に「市町村等における女性支援が円滑に実施されるよう女性相談支援センターや県本庁機関の女性相談支援員等と協働し、調整や助言を行います」と追記し、ご意見の記載は削除しました。(36ページ) |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|---|
| 15 | 4 | 51ページの力の5行目：「支援体制の構築」を「当該団体への支援体制の構築」とする。 (修正理由)：ここでいう支援が当事者に対する支援なのか、団体に対する支援なのかがわかりにくい。 | A | 「当事者への」を追記しました。 ここでいう「支援体制の構築」は、「当事者に対する支援体制」と考えています。(39ページ) |
| 16 | 4 | 58ページの施策の方向1の7行目：「一時保護や自立支援、啓発や相談事業」を「啓発や相談事業、一時保護や自立支援」とする。 | A | 「啓発や相談事業、一時保護や自立支援」に修正しました。(46ページ) |
| 17 | 4 | 58ページの(1)：アの支援調整会議、イの検討会、ネットワーク会議の3つの違いが分かるように説明を足してください。 | A | ネットワーク会議は犯罪被害者等への支援施策のため、「犯罪被害者等への支援について」を追記しました。(46ページ) |
| 18 | 4 | 58～59ページ：「イ 地域における関係機関ネットワーク」と「ウ 県による広域連携支援」の違いがわからない。イは県の事業、ウは市町村の事業に対する県の支援か？ | A | 「イ 地域における関係機関ネットワーク」は「ア 支援調整会議」に含まれることが考えられることから、アとイを統合し、「ア 支援調整会議等における関係機関ネットワーク」に修正しました。(46ページ) |
| 19 | 4 | 59ページのエの3行目：「関係都道府県警察」とあるが、連携先がなぜ警察だけか？ | A | 本項目は、警察が介入した都道府県をまたぐ広域事案における都道府県警察間の連携を記載しています。ご意見を踏まえ、「警察が介入する事案で」を追記しました。(47ページ) |
| 20 | 4 | 62ページのイの最後の行：スーパーバイズは、支援者や相談員の対応が適切であるかどうかを助言指導するものであり、支援者や相談員のメンタルヘルスのためという位置づけではないのではないのか。 | A | 「(スーパーバイズ)」の記載を削除しました。(50ページ) |
| 21 | 4 | 64ページの施策の方向4：64ページの8行目及び65ページの(2)イの2行目では「男性、外国人、障害者、性的マイノリティなど」とあるが、64ページの(1)イの7行目及び68ページの(3)イのタイトルでは「男性、若年者、外国人、高齢者、性的マイノリティなど」となっている。なぜ、多様性の例示を統一しないのか。 | A | 表記を「若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど」に統一しました。(56、59、65ページ) |
| 22 | 4 | 67ページのエ：犯罪被害者はなぜ一時保護所ではなくホテル等を提供するのか。犯罪被害者以外の者(例えばDV被害者)にはなぜホテル等を提供しないのか。 | A | 当該記載は、犯罪被害直後の被害者を支援するため、緊急的に居場所を確保する取組です。女性支援法に基づく一時保護所への入所とは当事者のニーズが異なると考えています。 なお、ご意見をいただいた犯罪被害者以外の方への対応については、新たに「当事者の気持ちの整理がつかず、一時保護等の支援の方向性の自己決定が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供します。」と追記しました。(55ページ) |
| 23 | 4 | 72ページ(1)ア4行目：「刑事裁判」を「裁判所」とする。 (修正理由)ここでは付き添い先の機関を例示している。 | A | 「裁判所」に修正しました。(60ページ) |
| 24 | 4 | 72ページの下から1～2行目と73ページの上から2～4行目は部分的に重複しているので、整理をしたほうがよい。 | A | 施策の違いがわかりやすくなるよう記載内容を整理しました。(61ページ) |
| 25 | 4 | 73ページのウの3つ目の・と6つ目の・は部分的に重複しているので整理すること。 | A | ご意見を踏まえ、記載内容を整理しました。(61ページ) |
| 26 | 4 | 73ページのウの5つ目の・と9つ目の・は部分的に重複をしているので、整理すること。 | A | ご意見を踏まえ、記載内容を整理しました。(61ページ) |
| 27 | 4 | 74ページのオの5つ目の・と6つ目の・は部分的に重複をしているので、整理すること。 | A | ご意見を踏まえ、記載内容を整理しました。(62ページ) |
| 28 | 4 | 78ページの目標値について、以下の点について再検討をお願いしたい。 7の支援者向け研修受講者の理解度➡理解度ではなく満足度のほうがよいかも？受講者数のほうが重要ではないか。 | C | 本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援を行うためには、さまざまな研修等を通じて支援者の育成と資質向上を図る必要があります。 県は、研修を通じて、支援者及び関係者に女性支援法に基づく理念、施策等を十分に理解した上で実務に当たっていただく必要があると考えているため、「研修受講者の理解度」としてしています。 |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|--|
| 29 | 4 | 8の居場所の開催回数⇒開催回数よりも参加人数のほうが重要。 | A | 相談につながっていない女性は、自身が困難に気付いているものの他者には言えない場合や、気付いていない又は気づきを避けている場合などがあり、相談のきっかけづくりとなるよう、気軽に立ち寄れる居場所等が必要であると考えています。 女性が自由に時間を過ごし、相談員や他の当事者とのつながりの持てる居場所に参加できる機会を増やすことが必要であると考えていることから、「居場所の提供（機会）回数」を目標値とします。（66ページ） |
| 30 | 4 | 9のDV防止啓発講座の開催回数⇒開催回数よりも参加人数のほうが重要。 | A | デートDV防止啓発講座は学校からの希望制で行いますが、規模の差が大きく、年度により人数が変動するため、人数を目標とすることは困難です。そこで、人数と同様アウトプットの目標となる「理解度」を目標とします。（66ページ） |
| 31 | 4 | 46ページ 4 対象の考え方 14行目「暴力とは・・・暴言を吐く、脅かすなどの・・・」部分に「人格を否定する」を加えてください。 | A | 「人格を否定する」を追加しました。（34ページ） |
| 32 | 4 | 48ページ 6 支援の体制 （1）ーア 県の役割として、以下を追加してください。 ・県本庁および女性相談支援センターと町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員を配置します。 | A | 「・県本庁機関、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員を配置し、当事者のための支援の充実に取り組みます。」を追記しました。（36ページ） |
| 33 | 4 | 50ページにある県本庁の女性相談支援員は、非常勤職員では務まらないと思いますので、今後身分についてもご検討ください。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 34 | 4 | 48ページ 6 支援の体制 （1）ーア 県の役割として、以下を追加してください。 ・市町村における女性支援が円滑に実施されるよう、女性相談支援センターや県本庁の女性相談支援員との協働で、必要に応じて調整や助言を実施します。 | A | 「・市町村等における女性支援が円滑に実施されるよう、女性相談支援センターや県本庁機関の女性相談支援員等が協働し、調整や助言を行います。」を追記しました。（36ページ） |
| 35 | 4 | 48ページ 6 支援の体制 （1）ーア 県の役割として、以下を追加してください。 ・50ページの女性相談支援センターの役割をここに位置付けて、50ページは再掲としてもよいのではないのでしょうか。 | A | 県の役割に、個別の県機関の役割を記載するのは、他の機関との整合性が取れないため反映できませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、「・女性相談支援センター、女性自立支援施設、配偶者暴力相談支援センター等を設置します。 ・県本庁機関、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員を配置し、当事者のための支援の充実に取り組みます。」と追記しました。（36ページ） |
| 36 | 4 | 49ページ (2)ーア 女性相談支援センターの役割として、次の役割を加えてください。 ・県内における支援を必要とする女性の状況を把握します。 | A | 「・支援調整会議等を通して、県内における支援を必要とする女性の状況を把握します。」を追記しました。（36ページ） |
| 37 | 4 | 49ページ (2)ーア 女性相談支援センターの役割として、次の役割を加えてください。 ・県本庁と協働して。市町村（女性相談支援センター設置の市を除く）や関係団体への助言や支援を行います。 *特に直接市町村・関係団体スタッフとやり取りをする女性相談支援センターが個別支援だけに止まらず、県本庁と一体として一元的な支援を展開することを仕組みとすることが、必要だと思えます。そのことで、市町村職員の負担を軽減につながることで、市町村からの信頼を得られること、そのことで、市町村間の調整が円滑に進められること、県全体の女性支援の仕組みの機能アップを図ることにつながると思えます。 | A | 「また、県本庁機関と協働して、市町村や関係団体への助言や支援を行います。」を追記しました。（37ページ） |
| 38 | 4 | 50ページ (2)ーイ 県本庁に所属する女性相談支援員の役割を、48ページの県の役割として位置付けてください | A | 県の役割に、個別の機関（女性相談支援員）の役割を記載するのは、他の機関との整合性が取れないため反映できませんが、ご意見の趣旨を踏まえ、「・県本庁機関、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員を配置し、当事者のための支援の充実に取り組みます。」と追記しました。（36ページ） |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|--|
| 39 | 4 | 53ページ (5) 課題把握・解決のための調査の実施 調査研究を国のみに依存せず、県として取り組まれることを評価します | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 40 | 4 | 65ページ (2) 未然防止に向けて意識啓発 ア 学校における人権教育の推進について、評価します | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 41 | 4 | 78ページ 9 推進目標値 No.7 「研修受講者の理解度」は指標として適切かどうか、疑問です | C | 本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援を行うためには、さまざまな研修等を通じて支援者の育成と資質向上を図る必要があります。県は、研修を通じて、支援者及び関係者に女性支援法に基づく理念、施策等を十分に理解した上で実務に当たっていただく必要があると考えているため、「研修受講者の理解度」としています。 |
| 42 | 4 | No.8 「居場所の開催回数」ではなく、「居場所の設置数」ではないでしょうか | C | 相談員や他の当事者とのつながりの持てる居場所に参加できる機会を増やすことが必要であると考えていることから、「居場所の提供(機会)回数」に修正しました。なお、「設置数」の目標は難しいですが、今後の取組の参考とします。 |
| 43 | 4 | No.10, 11, 12, 13 支援の必要な人に必要な情報を届けるという意味で評価します | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 44 | 4 | No.14, 15, 16 「満足度」という感覚的なことではなく、満足度を上げるために何が必要かを指標にするものではないでしょうか | C | 「満足度」は当該施策における支援の向上を図るために設定したものであり、利用者へのアンケートにより図ることを想定しています。「満足度」は支援についての評価であり、実施した支援についての客観的指標であると認識しています。また、アンケート結果から対応を検討し、支援の向上に努めることとしています。一方で、目標値設定の趣旨がわかりづらいため、「支援に関する利用者の評価」等に修正しました。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。(66ページ) |
| 45 | 5 | 80ページ 3-(2) 女性支援調整会議(仮称) ○ <個別ケース検討会議>について、全県の個別ケースを対象に検討会議を行うように読めます。県福祉事務所が所管する町村のみについて、県福祉事務所の支援業務として実施することを明確にしてください | A | 「(県福祉事務所所管域が対象)」と追記しました。(68ページ) |
| 46 | 4 | 法施行後3年以内に施設を管内に何か所整備するなど、数値を示した計画を具体化すること。 | A | 数値目標については、第4章9数値目標に記載しています。(66ページ) なお、神奈川県においては、女性支援法上の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を既に設置済みであることや、その他の施設整備については予算上の根拠が必要であることから、本計画において目標値としていません。 |
| 47 | 4 | 女性相談所の一時保護を経ないで、女性保護施設に入所できるようニーズがあることに対する対応をするよう求めます。外部との連絡が取れないことがネックになっています。安全性の確保のためにやむを得なかったが、公立施設で個別の関係性が作れるまで、相談支援員の密な支援が作れば可能かを事例検討すること。 | A | 「イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」と追記しました。(57ページ) |
| 48 | 4 | 中長期の受け皿と婦人保護施設、自立援助ホームなど、無料低額施設の中で女性専用を確保すること。 | A | 「・無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行います。」を追記しました。(60ページ) |
| 49 | 4 | 会計年度職員ではなかなか継続性が保てず、研修にも出られないといった声から出ていると聞いています。女性相談員の役割が重要です。正規の女性相談員を増やすこと。 | C | 女性相談支援員の雇用形態については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 50 | 4 | 連携することについての仕組みをつくる。相談員は孤立しがちです。相談を受けたらまずチームで対応を検討できる仕組みを作ることが必要です。 | A | 女性相談支援に対する各種研修や事例検討会など、相談員どうしの横のつながりを作ります。また孤立しがちな相談員自身のメンタルのヘルスケアの充実も図ります。また、チーム対応については、支援調整会議等において対応していきます(46、49ページ) |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|--|------|---|
| 51 | 4 | 60ページ(4)ウ 計画案でも示しているとおり、市民による支援団体との協働は重要です。しかし、資金不足や高齢化により継続ができない団体が今後増えることが見込まれます。運営の安定化のための資金的支援を計画してください | A | 「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」には、資金的支援も含まれます。(48ページ) 当事者への支援に関する施策を当事者へ確実に届けるためには、行政の支援だけでなく、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が必要と考えています。 |
| 52 | 4 | 58、60、61ページ 民間団体、関係機関等 >民間団体、関係機関を利用せずに、県・市町村・警察でやるのが良いと思います。理由は、民間団体、関係機関等となると、全国版の困難女性支援法では主に、NPO団体が民間団体・関係機関に入ると考えられますので、その団体に税金(公金)が行く事になるので、民間団体・関係機関等に行く税金(公金)を県・市町村・警察だけで利用した方が直接的な支援になるのではないのでしょうか。 | D | 行政機関の支援にはつながっていない方や、行政機関のみでは対応が行き届きにくい方に対しては、多様な支援に取り組まれている民間団体との連携した支援が必要だと考えています。 ご懸念の経理手続きにつきましては、契約相手方の選定から事業実施内容、支出の確認まで適正に行います。 |
| 53 | 4 | 58、60、61ページ 民間団体、関係機関等 民間団体・関係機関等と連携をするのであれば、民間団体・関係機関等は、公的な支援を利用するよう促すのが良いと思います。また、民間団体・関係団体等が支援等をするのであれば、民間団体・関係機関等が悪用・不正をしやすいがちな可能性は否めないで、民間団体・関係機関等が事業費の悪用・不正利用を防止する仕組みがほとんどないので悪用・不正されやすくなる事が心配です。支援内容・相談員・支援対象・支援する費用に関しては、神奈川県内の税金(公金)を使う以上、事業費などの会計監査を厳しい基準で監査し、誰でも客観的に評価出来るようにすべきで、例えば当然の事ですが、貸借対照表の数字が一致する、支援行為に見合わないお金の額の請求等をする等、もし、このような事が1度でも発覚した場合、その民間団体・関係機関等への税金(公金)の全額返還請求及び、これ以降の公金事業の禁止等の厳しい処分をするべきだと思います。また、この法律により、事業を受託する民間団体については、「政治活動・宗教活動・その他女性支援と関係のない活動に関与をしていない」事を義務付け、厳格な会計及び監査を義務付け支援事業だからと言って悪用させないようにし、対象の困難女性にしっかりと事業費が使用されるようにすべきです。 | B | 法人等への支出に関するご懸念につきましては、引き続き適切な予算執行に努めてまいります。 |
| 54 | 4 | 61ページ 施策の方向2 支援のための人材育成 女性支援法や本計画の内容を理解するための研修を行います。 >人間は人によって考えが異なるので、理解したからと言ってこの困難女性支援法に協力するかは別問題なので研修は不要だと思います。 | D | 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、これまで根拠としていた売春防止法とは全く異なる考え方の下、女性を支援実施していくことされています。支援に当たっては、女性支援法の考え方や本計画の内容を十分に理解した上で行う必要があるため、支援者や支援関係者に向けた研修は必要だと考えています。 |
| 55 | 4 | 66、67ページ 女性相談支援員による相談支援 ・女性相談支援員を配置し、相談・情報提供・連絡調整等を行い、当事者に寄り添いながらその意思決定を支援します。 >基本的には相談者は相談員と同性である方が良いのかもしれないが、人によっては、女性には相談し辛く、男性の方が相談しやすい人もいないし、同性同士だと、基本的には相談しやすくなるのかもしれませんが、相談しやすくなる事を理由に悪用(冤罪等のでっち上げ)が起こる可能性があるため、女性だけでなく男性も入れるのが良いかと思っています。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。なお、DV相談については、男性専用の相談窓口を設置し、男性の相談員がご相談を受け付けています。 |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|---|----------|--|
| 56 | 4 | <p>イ 女性のための総合相談窓口の設置 経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送るうえで起こる様々な困難な問題を抱える女性への相談を実施します。 >各市区町村の役所に相談すれば良いのでは？上記の困難な問題を抱える人は女性だけでなく、男性もいるので、生まれながらに基本的に変わる事のない性別を理由相談窓口が出来る等は許されません。その為、女性の為の総合相談窓口は必要ないと思います。(主に各市区町村の役所に相談すれば良いと言う理由です)</p> | D | <p>本計画は、女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨に基づく計画であることに鑑み、対象者を設定しています。 計画を策定するに当たり実施した当事者調査では、「利用できる支援制度の情報提供」や、「自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口」、「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」等が多く求められており、様々な媒体・手法による相談ニーズが高くなっています。 一方で、抱える悩みが多いほど、「相談しても無駄である」といった相談に対するネガティブな考えの割合が高くなっていることから、複雑に絡み合った課題を本人と一緒に考え、適切な相談支援につなげ、必要に応じて同行支援するといった伴走型の相談窓口が必要です。 これらの結果を踏まえ、アウトリーチから、相談支援、抱えている課題の切り分け、居場所の提供、必要に応じて同行支援まで行う女性のための総合相談窓口が必要であると考えています。</p> |
| 57 | 4 | <p>障害者差別に関する相談窓口を設置 >こちらの相談窓口も、各市区町村の役所に相談すれば良いのではと思いますので、窓口は必要ないと思います。</p> | D | <p>障害者差別解消法に基づき、各市区町村では障がい者差別に関する相談窓口を設置しています。障がいを理由とする差別を受けた場合は、身近な市町村で相談いただくことができます。 一方で、県の障害者差別に関する窓口では、障害のある方やご家族からの民間事業者等による差別的取扱いについての相談を、民間事業者を指導する権限を持った担当部署で、また差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する民間事業者からの相談も受け付けていることから、県における障害者差別に関する相談窓口は必要だと考えています。</p> |
| 58 | 4 | <p>68ページ 言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人 >この文章だと、在留資格の有無に関わらず支援する事になると考えられます。(困難女性支援法の支援対象に在留資格の有無に関わらずとの記載がありましたので) まず、在留資格がない者(不法滞在者)は支援する必要はないです。基本的には正規の手順で、滞在等の手続をして日本に入国しているのに不正(犯罪)な方法で日本に入国してきたのになぜ、支援するのか。正規の手順で日本に入国している外国人が不便を被ります。せまた、その支援に使う予定のお金は日本国民(神奈川県民)が収めた税金である以上、公金での支援は特に在留資格がない者を支援する必要はありません。正規の手順で入国してきた外国人も、自分の国の大使館に相談すれば良いのではと思いますので支援の必要はないと思います。</p> | D | <p>女性支援法においては、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人女性であっても、女性支援法第2条の規定に該当する場合には、困難な問題を抱える女性に含まれると解されていることから、本計画においても在留資格の有無は問わないこととしています。</p> |
| 59 | 4 | <p>73ページ 母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施するとともに、資格習得をめざし養成機関等で就学する母子家庭の母等に対し、生活の負担の軽減を図るために給付金等を支給します。 >母子家庭で、経済的に大丈夫な人はいるし、父子家庭で生活が厳しい人はいるので年収に応じて給付金等を決めるのが良いです。</p> | B | <p>本計画の性格上、母子家庭の母等と記載していますが、ご意見いただいた施策は父子家庭も対象となっています。また、給付にあたっては、年収等の要件を設けています。</p> |
| 60 | 4 | <p>76ページ 女性自立支援施設等における中長期的支援 >各市区町村の役所で相談にすれば良いと思いますので、支援施設等は必要なく、民間団体等に支払うお金や支援施設を建設する必要がなくなり、他の事にお金を使う事が出来ます。</p> | D | <p>当事者が中長期に安心・安全な落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、個々の自立に向けた準備をするためにも、女性自立支援施設等における支援は必要だと考えています。</p> |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|--|
| 61 | 5 | 81ページ 構成員 >この法案は厚労省の法律を各都道府県版にアレンジされていることから、厚労省と設置した有識者会議の仕組みが継続される事があります。厚労省での有識者会議に参加している人がNPO等の代表や代表でなくても所属や繋がりがある場合、そのNPO団体への利益誘導が可能となりえます。例えばNPO団体代表の人が有識者会議のメンバーであれば自分のNPO団体に利益誘導が可能となり、事業等を委託するのであれば、税金(公金)の使用状況や解決の状況等の報告を今以上に厳格にして、不正な会計や、実際の困難とされる女性が困難とされなくなった(解決した)事の報告と実際の件数等の相違が発覚したら厳しい処分をするべきです。もし、支援のニーズが無くなった場合、無くなるに近い程減った場合、「アウトリーチ活動」が足りない理由付けしたとして、ニーズがないにも関わらず無期限の支援が可能となり必要以上の費用や、費用対効果に合わないアウトリーチ活動になる可能性があるため費用に見合うようにする必要があります。支援対象者のプライバシーを尊重するの当然ではあるが、セキュリティの仕組み等への理解がない者が含まれる為、「個人情報取扱事業者」と同一の制約を課すべきです。 | B | 契約の相手方に関するご意見だと受け止めます。引き続き適切な予算執行に努めていきます。 また、県の委託事業において、個人情報を取り扱う業務が発生する場合には、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築した上で、個人情報取扱責任者及び従事者を定め、県に届け出ることとしています。 |
| 62 | 6 | 96ページ 孤独・孤立 >円グラフを見ると、女性の引きこもりの割合が多くなっているが、男性の割合も半分を超えているのに何故女性の支援だけなのか。こちらも、公金での支援ではなく各市区町村の役所に相談すれば良いのではないかと思います。 | D | 県はひきこもり対策に関する施策を男女問わず実施していますが、本計画の性格上、女性にフォーカスした記載としています。また、これまで見てこなかった「女性のひきこもり」問題が顕在化しており、女性のひきこもり対策は必要であると考えています。 |
| 63 | 7 | ・当事者の希望を全て無制限の支援を求められる恐れがあり(悪用される)、申請者の意思等は尊重しつつも支援の上限等の設定を義務にするべき | D | 困難な問題を抱える女性等へについては、女性支援法やDV防止法に基づく支援のほか、他法他施策を十分に活用しながら支援を行います。 具体的な支援を受ける要件及び支援内容等については、各種施策において設けられています。 |
| 64 | 4 | 法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず(在留資格の有無も)とありますが、女性であればとあるのですべての女性が対象と解釈が出来る事になり、LGBTQ+のTのMtF(体は男性、心は女性)、FtM(体は女性、心は男性)と言う理由で、女性と言え偽りであっても、女性となり対象になるので支援の申請等をした時点での戸籍での性別での判断する必要があります。国籍に関しては、問われないので生活の基盤が安定していない・不安定な女性が全員保護及び支援対象になるので日本に入国してきてすぐに上記の理由により対象となりえる可能性があるため、日本国の税金(公金)を使用している以上、日本人のみにする必要があります。 | D | 女性支援法における「女性」の定義については、「生物学的に女性である者」のほか、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項により女性に変わったとみなされるものが含まれていると解されています。また、国基本方針に基づき本計画においては、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。 また、女性支援法においては、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人女性であっても、女性支援法第2条の規定に該当する場合には、困難な問題を抱える女性に含まれると解されていることから、本計画においても在留資格の有無は問わないこととしています。 |
| 65 | 1 | 〈売春防止法の限界と女性支援法の成立〉 記載されている通り、古い差別的な売春防止法の限界は早くから改正の声があったが遅ればせながら2022年5月、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立は評価したい。尽力された皆様に感謝します。 | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 66 | 4 | 「イ 市町村の役割 市町村基本計画の策定及び女性相談支援員の配置に務めます。」の箇所について ・「配置に努めます」を「配置する。」と修正してはどうでしょうか。町や村は従来通り県保健福祉事務所の対応でやむを得ないが、市は女性相談支援員を配置する、と義務づけることが必要かと思えます。 | D | 女性支援法第11条第2項において、「市町村は女性相談支援員を置くよう努める」と規定されており、また、女性相談支援員の配置については、各市町村の裁量となるため、県基本計画において、市に女性相談支援員の配置を義務付けることはできません。 なお、神奈川県については、すべての市に女性相談支援員による支援体制があります。 |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|---|
| 67 | 4 | ・この計画が、「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」を対象としていること、また、42ページで記されているように「必要に応じて同行支援するといった伴走型の相談窓口が必要」とされていることから、女性相談支援員の配置にあたっては、相談窓口での対応に必要最低限の人員配置ではなく、同行や訪問による支援など相談窓口を離れて支援にあたるだけの人員配置を望みます。 | C | 女性相談支援員の配置については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 68 | 4 | 「ア 県の役割」及び「イ 市町村の役割」について ・重点的に取り組む事項として42ページには「利用者個々の状況に合わせた一時保護のあり方を検討していく必要があります。」と書かれています。一時保護のあり方を早急に検討し実現するためにも、48ページの「ア県の役割」と「イ市町村の役割」において、「一時保護のあり方の検討」や「一時保護施設の確保」といった役割を記載することが必要となるのではないのでしょうか。 | A | 「イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」と追記しました。(57ページ) |
| 69 | 4 | 「(2) 支援に関わる各機関の役割 イ 女性相談支援員」について ・女性相談支援員は、県保健福祉事務所、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、県本庁機関などに所属するとともに、4月以降は各自治体職場で女性の何でも相談に近い相談対応を求められ、DVだけでなく、性被害、性虐待、家族からの虐待、経済的な困難、障害、住宅問題等多岐に渡る問題に複合的に対応をしなければならない。こうした「諸制度を含む業務内容」を学習して使いこなしていくためには、会計年度任用職員という1年度ごとの非正規雇用では理不尽である。専門職としての雇用に切り替える必要がある。 | C | 女性相談支援員の雇用形態については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 70 | 4 | ・48ページで、市町村の役割として、「女性相談員の配置に努めます。」という記述があるにもかかわらず、49ページ～50ページの(2) 支援に関わる各機関の役割の「イ 女性相談支援員」の中に、「市町村の女性相談支援員」がありません。すぐに配置できない市があるとしても、配置を前提として、「市町村の女性相談支援員」の役割を明記してはどうでしょうか。 | B | 市町村の女性相談支援員の配置及び職務内容については、各自治体の裁量となるため、各市町村の基本計画において示されるものと考えています。なお、女性等支援において求められる市町村としての役割は、36ページに明記しています。 |
| 71 | 4 | 「(2) 支援に関わる各機関の役割」について ・女性相談支援センターと配偶者暴力相談支援センターとは別建てのままでしょうか？ 役割を見るとかなり重なっているようですがこの際、合併して運営を図る方が効率的ではないですか。横浜市は配偶者暴力相談支援センター機能が2か所ではないですか。 | E | 38ページ「第4章 6 支援の体制(2) エ」に記載のとおり、県では女性相談支援センター及びかながわ男女共同参画センターが配偶者暴力相談支援センターの役割を有しています。 |
| 72 | 4 | 「ウ 女性自立支援施設」について ・「当事者が中長期に安心・安全な落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り・・・」とあります。DV被害者の入所期間は概ね2週間だったと思いますが、ケースによって利用期間を検討するという意味でしょうか？ | E | 女性自立支援施設では入所時に期間を定めず、中長期的な支援を実施しています。 |
| 73 | 4 | 51ページ「カ 民間支援団体」と、60ページ「イ 民間団体と連携した保護事業」「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」 ・民間支援団体との連携・協働については、重点的に取り組む事項(40ページ)にも記載されており、51ページの(3) 各機関との連携体制でも、「民間団体との連携」が位置づけられています。民間支援団体は、これまでも法や制度から零れ落ちる多くの女性たちを支援してきましたし、この計画における重要な役割を担う存在ともされています。他方で、民間支援団体の多くは行政と違って、支援に必要な人件費等が十分に確保されているわけではなく、従事する方の善意や努力、支援者の寄付などに頼って支援を継続していることも少なくありません。 | A | 39ページに記載のとおり、民間団体との協働は必須であると考えています。一方で、運営資金と運営の担い手の不足については、民間団体ヒアリングの結果からも把握している課題です。そこで、民間団体への支援について「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」に記載しています。(48ページ) |
| 74 | 4 | ・51ページの「カ 民間支援団体」では、「県と市町村は・・・支援体制の構築を検討するように努めます。」とありますが、「検討する」「務める」という曖昧な表現とせず、また支援の中でも財政的な措置は不可欠であると思われるので、「・・・財政面も含めた支援体制を構築します。」と言い切りたいと思います。 | A | ご意見の趣旨は「ウ 県及び市町村の役割」に援助に努めるとして記載しています。(37ページ) |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|--|
| 75 | 4 | ・60ページの「イ 民間団体と連携した保護事業」「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」では、多様な保護施設や中長期支援施設を、民間団体と連携することで実現しようとしていることがわかります。支援実績やネットワークをもつ民間団体の力を活用することは重要であると同時に、十分な支援を講じずに民間団体に頼ることは、民間団体の疲弊と弱体化を招くことにもなりかねません。法に基づいた計画である以上、県や市が財政面での十分な措置を講じるということを計画に記載する必要がありますかと思えます。 | A | ご意見の趣旨は「ウ 県及び市町村の役割」に援助に努めるとして記載しています。(37ページ) |
| 76 | 4 | 「キ その他の関係機関」について ・女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。ご自分が、あるいは配偶者が住まいの自治体に勤めているとか、家族が職員であり、住まいの自治体に知られるために相談できないというケースも散見されますので、住まいの自治体以外でも相談できることを明記してください。 | A | 女性支援においては、お住まいの市町村に関わらず、県内どこの市町村でも相談を受け付けています。ご意見の趣旨は、相談窓口一覧に記載します。 |
| 77 | 4 | 「イ 民間団体を連携した保護事業」について ・「・・・多様な保護施設を設置します。」とあります。保護施設については、多様な施設の必要ですが多数の施設も必要です。県内は広く、DV被害者から相談があった場合に、保護施設で安全・安心を保障しなければならないのですが、遠いことを理由に無低等を利用する自治体が増えてきているようです。加害者の追跡や追及を阻むためには施設の場所の秘匿が必要ですし、追及がない場合には地域にオープンな施設であってもいいと思いますが1~2か所ではなく、県内で同行支援がしやすい所に複数箇所必要であり、今年4月から稼働できるように準備していただきたいです。 | C | 支援に当たっては、当事者が利用しやすいことが重要だと考えています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 78 | 4 | 「ウ 県職員への支援施策の周知」について ・「・・・情報を共有し、支援に役立てます。」とありますが、「・・・情報を共有し、DV・デートDV防止、性的虐待や搾取の防止、虐待等被害者支援に役立てます。」などと具体的に加筆していただきたいです。 | A | 「ウ 県職員への支援施策の周知」に、「困難な問題を抱える女性等への支援～」を追加しました。(53ページ) |
| 79 | 4 | 「ア 学校教育における人権教育」について ・「暴力はどんな場合でも人権侵害であるということ」の後に、「特に被害者の中には困難な養育環境で育ち、自己評価が低い人が少なくないのです。暴力や同意なき性行為要求に拒否できるということ」を加筆いただければと思います。 | B | 暴力や同意なき性行為要求に拒否できるということを学校教育等で啓発するためにも、人権教育・生命(いのち)の安全教育を推進してまいります。 |
| 80 | 4 | 「(1) 女性相談窓口」のア、イ、ウについて ・女性相談窓口の充実、とありますが女性相談支援員はこれだけの業務をこなせるでしょうか？非正規雇用ではなく、正規雇用で労働条件の充実を図ってください。 | C | 女性相談支援員の雇用形態については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 81 | 4 | 「(2) ウ 休日夜間緊急体制の確保」について ・緊急対応の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力」とありますが、民間団体と警察等の緊密な連携も加えてください。 | C | 休日・夜間における緊急体制については、県、市町村及び警察において実施しています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 82 | 4 | 「(2) ア 通報・相談による事案発見時の安全確保」について ・「DV被害者発見の通報があった場合」とありますが、ここには「性暴力被害者」を列挙してもいいのではないですか？ | C | ここではDV防止法に基づく通報制度の対応について記載しています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 83 | 4 | (4) 民間団体との連携、支援 イ 民間団体と連携した保護事業 当事者に寄り添った支援をするには、多様な保護施設を設置することが必要だと思いますが、あらたに施設を建設し、市町村や民間団体に委託をするということでしょうか？ 県内には、DV被害者支援や困難女性を支援する特徴をもった団体がありますが、決して充分にあるとはいえないと思います。今後5年間にどのように連携する民間団体を増やしていくのでしょうか？ | E | 「第4章 重点目標4 施策の方向6 イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」と追記しました。施設については借上げを想定していますが、運営等の詳細については、調整中です。 また、これまでの連携協力してきた団体への支援をはじめ、女性支援法が対象とする幅広い対象者に対応するため、民間団体の活動を支援していくとともに、民間団体が行う支援について情報収集に努めていきます。 |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|---|
| 84 | 4 | 女性が抱える様々な困難に、女性相談支援員は、複雑化・多様化・複合化した困難を抱えた当事者に対して対応することが期待されます。安心して相談できる体制整備をめざしますとありますが、そのためにも女性相談支援員の安定的・継続的な雇用が不可欠と考えます。 安定した雇用で、研修の機会や経験を積むことも重要です。現在のような、非正規の会計年度の任用ではなく、専門職として正規雇用の職員とすべきです。 また、人数も増やすことも必要かと思えます。安定した雇用であれば、希望する人も増えるのではないのでしょうか。 | C | 女性相談支援員の雇用形態については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 85 | 4 | 「(1)生活基盤を整えるための支援 イ 住まいの確保」について ・県営住宅への入居も空き状況や地理的な制約があり、民間賃貸住宅への入居支援は重要になると思いますが、不安定就労や経済的に余裕がない、緊急連絡先がない(知られたくない)といった状況にある女性が民間賃貸住宅を契約することは容易ではないと思われます。県指定の居住支援法人などの協力を得るとともに、生活保護受給者ではなくとも、要支援者であれば転居費用の支給や貸付、支援期間中は自治体や支援機関が緊急連絡先を引き受ける等の具体的な支援策を打ち出す必要があるのではないかと思います。 | C | 経済的に余裕のない女性に対しても、住宅確保要配慮者として居住支援法人を介して支援を行っています。なお、転居費用の支給や緊急連絡先を県で引き受けることのご意見については、今後の取組の参考とします。 |
| 86 | 4 | ・「離職等により・・・家賃相当額の支給」は「住居確保給付金」とは別に創設するというのでしょうか。また「生活が困窮し・・・一定期間、宿泊する場所」というのは、生活保護を受けての無料低額宿泊所利用や、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業以外に創設するというのでしょうか。こうした既存の制度では、困難な問題を抱える女性やDV被害者が、要件に合致しなかったり、空きがなかったりして利用できないというケースも散見されておりますので、既存制度と重複することがあっても、制度の創設の方が望ましいと思えます。 | A | 「家賃相当額の支給」については、住居確保給付金であることがわかるよう修正しました。(60ページ) 「宿泊する場所の提供」については、女性やDV被害者へ配慮した運営を実施する旨を記載しました。(61ページ) |
| 87 | 4 | 「施策の方向8 (1) イ 施設入所者への支援」について ・「退所後を見据えた食生活管理の支援を行います。」とありますが、「退所後を見据えた食生活管理や家事・育児の支援を行います。」を加筆していただきたいです。 | A | ご意見の趣旨は、「日常の健康管理、生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた服薬管理等の支援も行います。」に含まれています。(65ページ) |
| 88 | 4 | 76ページ(2)ア 医学的または心理的な支援の実施 安心して生活するための支援プログラムを実施します。支援プログラムの作成者はだれですか。 | E | 女性相談支援センターが利用者と一緒に作成します。 |
| 89 | 4 | 民間団体、関係機関等 >民間団体、関係機関を利用せずに、県・市町村・警察でやるのが良いと思えます。理由は、民間団体、関係機関等となると、全国版の困難女性支援法では主に、NPO(認定NPOも含む)・一般社団法人等の、団体が民間団体・関係機関に入ると考えられますので、その団体に税金(公金)が行く事になるので、民間団体・関係機関等に行く税金(公金)を県・市町村・警察だけで利用した方が直接的な支援になるのではないのでしょうか。また、民間団体・関係機関等と連携をするのであれば、民間団体・関係機関等は、公的な支援を利用するよう促すのが良いと思えます。 | D | 当事者への支援は県、市町村の責務として実施するものですが、その実施にあたっては、警察や、行政機関のみでは対応の行き届きにくい柔軟性のある支援や、それぞれの団体の特色ある支援などを実施する民間団体、関係団体との連携は必要不可欠であると考えています。 |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|---|------|--|
| 90 | 4 | 民間団体、関係機関等 民間団体・関係団体等が支援等をするのであれば、民間団体・関係機関等が悪用・不正をしやすくなりがちになる可能性は否めなく、民間団体・関係機関等が事業費の悪用・不正利用を防止する仕組みが、今現在、ほとんどないので悪用・不正されやすくなる事が心配です。支援内容・相談員・支援対象・支援する費用に関しては、神奈川県公金(税金)を使う以上、事業費などの会計監査を厳しい基準で監査し、誰でも客観的に評価出来るようにするべきで、例えば当然の事ですが、貸借対照表の数字が一致する、支援行為に見合わないお金の額の請求等をする等、もし、このような事が1度でも発覚した場合、その民間団体・関係機関等への税金(公金)の全額返還請求及び、これ以降の公金事業の禁止等の厳しい処分をするべきだと思います。また、この法律により、事業を受託する民間団体・関係機関等については、「政治活動・宗教活動・その他女性支援と関係のない活動に関与をしていない」事を義務付け、厳格な会計及び監査を義務付け支援事業だからと言って悪用させないようにし、対象の困難女性にしっかりと事業費が使用されるようにすべきです。 | B | 契約の相手方の選定について、ご意見のような条件を付すことはできませんが、法人等への支出に関するご懸念につきましては、引き続き適切な予算執行に努めてまいります。 |
| 91 | 4 | 民間団体、関係機関等 上記のままで行くと、各市区町村の役所の人員が足りなくなる事が予想されます。公募をしてはどうでしょうか。公募の条件として、NPO・一般社団法人等に所属している人は、上記の悪用・不正利用防止の観点から公募対象から外し、所属していない人を対象にするのが良いと思います。 | D | 本県の執行手続きに関するご意見だと受け止めますが、法人形態がNPO法人及び一般社団法人であることのみを理由として、対象から外すことはできません。 |
| 92 | 4 | 言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人 支援対象になる障害者 まず、在留資格がない者(不法滞在者)は支援する必要はないです。基本的には正規の手順で、滞在等の手続をして日本に入国しているのに不正(犯罪)な方法で日本に入国してきたのに関わらず支援されるのはおかしく、犯罪者を日本の税金で支援している事になりえます。正規の手順で日本に入国している外国人が不便を被ります。また、その支援に使う予定のお金は日本国民(神奈川県民)が収めた税金である以上、公金の支援は特に在留資格がない者を支援する必要はありません。正規の手順で入国してきた外国人も、自分の国の大使館に相談すれば良いのではと思いますので支援の必要はないと思います。また、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず(在留資格の有無も)とありますが、女性であればとあるのですべての女性が対象と解釈出来る事になり、LGBTQ+のTのMtF(体は男性、心は女性)、FtM(体は女性、心は男性)と言う理由で、女性と言え偽りであっても、女性となり対象になるので支援の申請等をした時点での戸籍での性別での判断をする必要があります。国籍に関しては、問われないので生活の基盤が安定していない・不安定な女性が全員保護及び支援対象になるので日本に入国してきてすぐに上記の理由により対象となりえる可能性があるため、支援をするのであれば、日本国の税金(公金)を使用している以上、日本人のみにするべきです。 | D | 女性支援法においては、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人女性であっても、女性支援法第2条の規定に該当する場合には、困難な問題を抱える女性に含まれると解されていることから、本計画においても在留資格の有無は問わないこととしています。 |
| 93 | 4 | ○中長期施設の設置を記載 県内に配置 | A | 「ア 県の役割」に「・女性相談支援センター、女性自立支援施設、配偶者暴力相談支援センター等を設置します」を追記しました。(36ページ) また、中長期施設による支援については、「施策の方向8 女性自立支援等における切れ目のない支援」に記載しています。(64ページ) |
| 94 | 4 | ○民間との共同とうたっているが、支援の現状と課題で人的・財政状況が厳しく、長年尽力してきた民間団体でも、事業廃止する団体も出てきたとある。 民間団体への助成の強化をはかること。予算、人員面で、強力な対策をすること | A | 民間団体への支援について「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」に記載しています。(48ページ) |
| 95 | 4 | ○中長期の受け皿と女性保護施設、自立援助ホームその他に何があるのか。県単の施設を検討すること。無料定額施設の中で女性専用を確保すること。 | A | 「イ 住まいの確保」に「・無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行います。」を追記しました。(60ページ) |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|--|
| 96 | 4 | ○数値を示した計画を具体化すること。自立支援施設を法施行後3年以内に管内に何ヶ所整備するとか。 | A | 数値目標については、第4章9数値目標に記載しています。(66ページ) なお、神奈川県においては、女性支援法上の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を既に設置済みであることや、その他の施設整備については予算上の根拠が必要であることから、本計画において目標値としていません。 |
| 97 | 4 | ○女性相談所の一時保護を経ないで、女性保護施設に入所できるようニーズがあることに対する対応 外部との連絡が取れないことがネックになっている。安全性の確保のためにやむを得なかったが、個別の関係性が作れるまで、相談支援員の密な支援が作れば可能かを検討し、多様な保護をおこなうようにすること。 | A | 「イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」と追記しました。(57ページ) |
| 98 | 4 | ○DV相談の件数の減少 一時保護の減少をどうみるか 現実との乖離があるのではないか アウトリーチで女性保護活動を行っている民間団体と調査研究が必要。 | C | 県配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、2019年度をピークに、近年は5,000件代を推移しています。また、一時保護件数は年々減少傾向にありますが、これは一時保護中における様々な制約があることが一因と考えています。DV被害者の一時保護においては、被害者の安全の確保が最優先ですが、その中でも最大限当事者に寄り添った支援をしていく必要があると考えています。 |
| 99 | 4 | ○女性相談支援員の役割が重要です。県内すべての相談員は会計年度職員という中で、なかなか継続性が担保できないとか、研修に出られないといった声が現場から出ている。正規職員の配置と会計年度職員の期間を県独自に延長できる仕組みを作ること。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 100 | 4 | ○研修についても経験の浅い支援員と長い支援員でニーズの差がある。意見を聞いて工夫して充実した研修を行うこと。 | A | 支援の現場の状況や、研修受講者者のニーズを把握し、その時々に応じて意義のある研修を行います(49ページ) |
| 101 | 4 | ○連携することについて仕組みを作る 相談員は所属の中でも、関係機関との連携でも孤立しがち。 相談を受けたらまずチームで対応を検討できる仕組みをつくる。 | A | 女性相談支援に対する各種研修や事例検討会など、相談員どうしの横のつながりを作ります。また孤立しがちな相談員自身のメンタルのヘルスケアの充実も図ります。また、チーム対応については、支援調整会議等において対応していきます(46、49ページ) |
| 102 | 4 | ○医療など独自の予算がないと緊急に対応できない。制度の単独予算を持つこと。 妊娠出産などの対応についても検討を計画に入れること。 赤ちゃんポストなどの例 国内東京都内で2例目が発足予定と聞くと、県内でも医療機関と連携して検討することを計画に入れる。 | C | 医療費については、女性支援施策の単独で施策がないことが課題だと認識しており、課題解消に向けて関係都道府県と一緒に引き続き国に要望していきます。 妊娠出産については、女性が女性であることにより、抱えやすい困難な問題をのの一つであり、妊産婦への支援は重要であると考えています。計画では、84ページに「妊娠・出産等」の項目を記載しています。ご意見の趣旨は今後の取組の参考とします。 |
| 103 | 7 | ○男女共同参画グループが庁内連携のイニシアチブをとれることが重要。そのための会議の仕組みを作ること。 | A | 支援調整会議等を通じて、庁内連携に取り組んでいきます。(68ページ) |
| 104 | 7 | 「困難な問題を抱える女性等」を支援する取り組みに賛成です。 計画を作り、実施してください。 | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 105 | 1 | コラムに記載されている、性自認が女性であるトランスジェンダーであることに起因する人権侵害、差別により直面する困難に配慮した支援をしていくことに賛成です。 過去のニュースで神奈川県内外の職場でトランスジェンダーであることで上司からハラスメント被害にあったトランスジェンダーの方がいるとありました。また、インターネットでトランスジェンダー全体を犯罪者のように扱う書き込みがあります。神奈川県として支援できる体制が必要です。 | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 106 | 4 | 安心して相談できる窓口を充実するために、性的マイノリティの当事者及びその家族、支援機関への相談支援、行政機関や福祉施設などへの同行支援を推進することに賛成です。 性的マイノリティであることが困難な理由に関係がある女性やその家族がいた時、相談しやすい窓口が必要です。 | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|--|------|--|
| 107 | 4 | 安心、安全が守られる保護体制の整備として、当事者の家族を含めた保護体制を検討してほしいです。 神奈川県外の事件を含みますが、女性の実家に元恋人がきたり、元恋人の女性の家族を殺害したという報道を見ました。 | B | 一時保護については、必要に応じて当事者の子、親、親族等、当事者の家族を含めて一時保護を利用できる体制となっています。 |
| 108 | 8 | 横浜は地方税の負担が大きく負担です。税金を使うのであれば、無駄なものにお金を使わないでいただきたいです。 | E | 引き続き、適切な予算執行に努めてまいります。 |
| 109 | 4 | 困難女性のほとんどは年収100万円で、孤立感を感じ、様々な問題を抱えていると資料に書いてありますが、厚生労働省の「平成30年度障害者雇用実態調査結果」から推測と自身の経験を踏まえると、かなりの高い確率で発達障害とかぶっているように思えます。 私自身も発達障害を持っており、DV加害者ではありますが、年収は100万円台で、孤立感を抱えています。 私が付き合ってる女性も発達障害を抱えており、今現在無職で、衝動性が激しく、言葉による暴力がかなりひどいです。 ですので、困難女性の支援より発達障害への支援を行えば、困難女性の問題はほぼ解決すると思います。 もし、あえて困難女性への支援にこだわるとしたら、以下のことをやるのが一番効果的だと思います。 まず、重点目標1のあたりで「その暴言や暴力は病院や薬局で解決できます」みたいなチラシを配布し、専門医でしかもらえない薬以外にもOTCや内科で処方できる薬で解決できる可能性があることを伝えたい方がいいです。 私自身も暴力で困ってましたが、ツムラの19番や65番や54番で解決しましたし、発達障害固有の症状がほぼなくなりました。 | C | 広報に関するご意見だと受け止めます。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 110 | 4 | 次に重点目標4ですが、賃金の引き上げをまずはしてほしいです。 ただ、それは様々な事情でできませんし、発達障害者に最低賃金ですら出たくない会社も結構多いです。 賃金引き下げはおそらく無理だと思いますので、国民年金で障害等級3に該当する人に対し、厚生年金3級相当の年金を出してほしいです。 また、発達障害の場合、衝動性がコントロールできなかつたり、希死念慮から逃れたり、前に買ったものを忘れるなどの事情で無駄にお金を使う傾向にあります。 その結果として借金を重ね破産し、家賃保証会社も滞納リスクが高いということで、発達障害の人には家を貸さない傾向にあります。 | C | 本計画において、国民年金に関することは言及できませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 111 | 4 | また、発達障害の人は借家で自殺することがたまにあり、保証人や発達障害の人自身に支払い能力がないことも多く、大家が最終的に原状回復費を負担することが多いので、発達障害の人には家を貸さないことがよくあります。 ですので、原状回復費と滞納家賃などを全額保証した保証会社を官民合同で設立し、自立につなげるような仕組みを作ってほしいです。 コラボは2億円近くの資産があるので、保証会社程度なら作ることはできると思います。 まとめますと、重点目標1として「その暴言や暴力は病院や薬局で解決できます」という内容のチラシを配布し、重点目標4として賃金の引き上げや国民年金の障害年金3級の創設、すべての人を引き受ける保証会社の設立を行ってほしいです。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|---|------|---|
| 112 | 7 | この計画は、DV防止法に基づく計画でもあり、DV被害者はセクシャリティを問わずとのことだが、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」という名称では女性だけが支援の対象に見える。女性以外のDV被害者が、自分たちも支援の対象となっていると感じられる名称にすべき。 | C | 本計画においてDV被害者はセクシャリティを問わずと対象としておりますが、ご意見を踏まえ、今後支援の対象となっていることがわかりやすいよう、広報に努めていきます。 |
| 113 | 7 | 新法では、DV被害者だけでなく、対象者が拡大されるとのことですが、いずれにせよ、支援を求める女性が、保護された場所によって支援の形が変わってしまうのは避けて欲しい。神奈川県内どこで支援を求めても、同じように切れ目ない支援ができる体制、予算であって欲しいです。（現状は自治体によってばらつきや格差があるので） | C | 令和6年4月以降、女性支援についての考え方が抜本的に変わること、DV被害者のみならず様々な困難を抱える女性が支援の対象となることなどについて、県内の市町村、女性相談支援員等に向けて研修を実施し、県内における対応自治体によって格差が生じないよう女性支援に係る意識の共有を図ります。 |
| 114 | 4 | 女性相談員の養成と、身分の保障を図って欲しい。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 115 | 7 | 行政が民間シェルターと連携した関係を構築していくために、シェルターの実情をもっと把握して欲しい。 | A | 「Ⅰ 民間団体との意見交換・施策への反映」に記載しているとおり、毎年民間団体との定期意見交換会を実施しています。引き続き実情の把握に努めていきます。（49ページ） |
| 116 | 4 | DV被害者が逃げるといふ今の形から、逃げないで、環境を変えずに、加害者を引き離すような対策を考えて欲しい。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 117 | 4 | DV加害者更生プログラムを充実させて欲しい。 | A | 「ア 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進」にDV加害者プログラムを実施する民間団体を支援している旨記載しています。（63ページ）DV加害者プログラムについては、全国統一的な基準が必要であると考えていることから、国の対応を注視していきます。 |
| 118 | 4 | 小学生の頃から、教育の段階で、DVはいけないことだという教育を取り入れて欲しい。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 119 | 7 | まず表題に「女性等」とあり、女性だけが対象でないことに注目しました。 | E | 本計画はDV防止法に基づく計画の性格をもつため、DV被害者については、セクシャリティを問わず対象としています。 |
| 120 | 7 | DV法にかかわる犯罪についての認識は上がってきている。同じように、女性であることによる社会的地位の低さ（賃金・役職・家庭での役割など）を認識して、向上を目指す具体的計画は、素晴らしい。 | A | 本計画に基づき、DV被害者支援及び女性支援施策を推進してまいります。 |
| 121 | 8 | 本来は、支援しなければならない女性たちをゼロにすればいい。そうした家父長制に基づいた社会制度を（税制・苗宇の選択など）の改正が望まれる。 | E | 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、家庭職場地域など様々な場面で、男女共同参画社会の実現を阻む根強い課題です。県はこれらの解消に向けた意識改革のための研修や、子どものころから固定的な性別役割分担意識等にとらわれず、個性と適正に応じた進路や生き方を選択できるよう、ライフキャリア教育等を支援しています。 |
| 122 | 4 | 今ある生きずらさを解決するための、安定した相談窓口をつくって欲しい。 | A | 「（1）相談窓口の充実」に「女性のための総合相談窓口の設置」について、追記しました。（54ページ） |
| 123 | 4 | 早期に継続的な支援の為には、女注相談支援員の安定確保が最優先だと思っている。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 124 | 4 | 女性相談支援員の待遇はもちろんだが、アウトリーチに力をいれて、地域に密着した活動が出来ることが理想です。そのためにも、地域包括センター、地域ケアプラザよりも立ち寄りやすい場所の設置が急務か。 | A | 「（2）気軽に立ち寄れる居場所の提供」として記載しています。（52ページ） |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|--|
| 125 | 3 | <p>第3章 県の現状及び取り組むべき事項 (4) 困難への対応状況ア 困難への対応状況イ 公的な窓口の相談・支援を受けていない理由についての意見： 内閣府が2023年3月に公表した調査結果によれば、15～64歳で広義のひきこもり状態にある人が全国に146万人いると推計されます。そのうち、女性の割合は15～39歳で45%、40～64歳では52%でした。社会的ひきこもりはこれまで男性がイメージされがちでしたが、実は女性が半数を占めることが認識され始めたのは、ようやく近年のことです。</p> <p>女性のひきこもりが認識されにくい理由として、女性は従来「家事手伝い」などといった名目で家においても周囲があまり違和感を抱かなかったことや、「専業主婦だから」という名目で、社会との接点を失って苦しんでいても放置されているなどが挙げられます。</p> <p>支援団体には、広義のひきこもり状態にある女性たちからの苦しい悩みが、継続的に寄せられています。「以前は仕事に就いていたこともあるが、いまは自室にひきこもっている状態で、同居親族以外との接点がなくてつらい」、「階下に暮らす親族に経済的に依存しているが折り合いが悪く、本当は一人で暮らしたいが社会的経験が浅く自信がない。どうしたらよいかわからない。」など、解決の糸口がつかめないまま社会との接点を求めています。</p> <p>女性のひきこもりと現在の支援体制との関係ですが、社会とのつながりを失ったきっかけが男性からのパワハラや性暴力であった場合には、男性中心で運営されがちなひきこもり支援窓口や就労支援施設には、相談するのを躊躇することが想定されます。ひきこもりが長期化し高齢化している女性たちの現状を具体的に知り、支援とのミスマッチを避けニーズを的確につかむために、しっかりした調査費用を予算に計上して、神奈川県全域に及び実態調査をおこなってください。</p> | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 126 | 4 | <p>2 (1) ア (ウ) 関係機関等との連携 「市町村を単位とする身近な地域でのネットワークの充実が求められています」 ⇒ 市町村単位では関係部署や域内医療機関等の関係機関間との円滑なネットワークが必要であると思うが、市町村の体制や事例の発生度合いの違いなどを考えると、県域全体を単位とする地域でのネットワーク、あるいは県所管市町村域など広域でのネットワークの充実が必要であると思う。</p> | A | 支援調整会議において、県全域を対象とする代表者会議や、県保健福祉事務所所管域別の実務者会議などの実施を検討しています。(68ページ) |
| 127 | 4 | <p>(6) 当事者の早期発見 「それぞれの制度の狭間に落ち入ることのないよう、留意して対応します」 ⇒ 「当事者の早期発見」という項目での説明として、前段に続く補足的内容については、「特に若年層については、民間団体や児童相談所等の関係機関とも連携しながら、あらゆる制度や機会を活用し、支援対象となる当事者の発見につながるよう対応します。」としてはいかがか。</p> | A | ご意見を踏まえ、修正しました。(33ページ) |
| 128 | 4 | <p>(女性相談支援センターに所属する女性相談支援員) 「当事者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整」 ⇒ 「当事者の意思決定を支援した関係機関との連絡調整」としてはいかがか。</p> | B | 女性相談支援センターの女性相談支援員も面接を重ねながら、次の生活の場で適切な支援に繋がられるよう意思決定を支援していることから、ご意見は反映できませんが、よりわかりやすいよう「当事者の意思決定を支援し、関係機関と連絡調整を行う」に修正しました。 |
| 129 | 4 | <p>(日常的に連携することが想定される関係機関の例) ⇒ 「都道府県 市町村」の想定される代表的な機関名として「児童福祉関係部局」も例示しておいた方が良く思う。</p> | A | 「想定される代表的な機関名」に「児童福祉関係部局」を追記しました。(41ページ) |
| 130 | 4 | <p>施策の実施主体の明確化 「8具体的な取組み」 ⇒ 具体的な施策については、主体がわかることが読み手にとって重要なので、最終版に向けては、DVプランのように施策の実施主体が明記されるものと期待している。(DVプラン「主要施策」の事業概要「…します。(県・民間団体)」)</p> | D | 実施主体(県、市町村、民間団体等)は記載しませんが、本計画では、新たに県や市町村、民間団体等の各機関の役割を記載しています。 |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|---|----------|--|
| 131 | 4 | <p>「施策の方向8 女性自立支援施設等における切れ目のない支援」 ⇒ ここでは女性自立支援施設が中心的な役割になるとは考えられるものの、それ以外にも、(1)アには、2段落目に「長期入所施設」、3段落目に「母子が利用できる自立支援施設」、4段落目に民間の「中長期支援施設」の記載もあることから、リード文において、女性自立支援施設「等」や「など」が意味する、女性自立支援施設以外の施設についても記載し、それらの施設がトータルで取り組んでいくことを示すべきである。また、施設の種別が具体的に書けないにしても、別形態の施設であることがわかるように書いた方がよい。</p> <p>DVプランでは、20ページの一時保護後の退所先としての「保護施設」は、「女性保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設」とされ、34ページの施策の内容には、民間の「中長期支援施設」について記載され、「ステップハウスともいう」という脚注もある。これらの関係施設の方々にもご理解いただくことが大切であるとする。</p> | A | <p>施策の方向8のリード文に「～女性自立支援施設や、母子が利用しやすい支援施設、社会とのつながりを持った支援施設、民間団体が運営する支援施設など、～」を追記しました。</p> <p>また、中長期支援施設に注釈を追加しました。(64ページ)</p> |
| 132 | 4 | <p>⇒ 「自立支援施設」が複数の施設種別や形態を意味するのであれば、「多様なニーズに応じた自立支援施設での支援」を「多様なニーズに応じたタイプ別自立支援施設での支援」とする書き方もあるのではないかと。</p> | A | <p>ご意見の趣旨と同様、「女性の多様なニーズに応じた様々な特色を持った施設での支援」という意味で記載しています。(64ページ)</p> |
| 133 | 4 | <p>⇒ 女性自立支援施設が、「当事者が中期に滞在」とあるが、「当事者が中長期」ではないのか？女性自立支援施設が「中期」であるとするなら県としてはどの位の期間を想定しているのか。</p> | A | <p>「中長期」に修正しました。(64ページ)</p> |
| 134 | 4 | <p>⇒ 「長期入所施設」とは、どこの施設を指すのか(想定であってもよいと思うが)不明。かにた婦人の村のことを指すのであれば、この書き方は適切ではないと思う。かにた婦人の村を想定しているのであれば、「長期入所施設の活用も行き」等と表現した方が適切ではないか。あるいは、他の文言との整合を考えると「長期入所型自立支援施設」との表現も考えられる。</p> | A | <p>「長期入所型支援施設の活用も行き」に修正しました。(64ページ)</p> |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|--|----------|---|
| 135 | 4 | <p>⇒ 施策の内容では、女性自立支援施設等の施設名が明記されているものと、主体が明確にわからないものが混在しているようなので、わかりやすく示すとよい。</p> <p>(例) ・ (1) イ「施設入所者への支援」の1段落目は、施策の方向7の「再掲」であることから女性自立支援施設以外の施設も含むと推察されるが、2段落目以降については、女性自立支援施設以外の施設も含まれることが望ましいものの、実際には女性自立支援施設を想定しているように思われるものもあるなど、対象とする施設が明瞭ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ここで言う「施設入所者」とは女性自立支援施設のこのみを行っているのか。「ア」で様々な自立支援施設を例示し、「イ」では限定的な内容(栄養・食生活管理、健康管理等)となっているように思う。「ア」で想定されるどのタイプの自立支援施設も「イ」に書かれた支援を行うのか。国の基本方針等の記載照らし合わせると「イ 施設入所者への支援」の記載が薄い内容となっているように思う。基本方針第2「5支援の内容」の趣旨を踏まえ記載内容を工夫してほしい。ボリュームの問題もあると思うが、「施設入所者への支援」の部分は最も大事なところでもあると思うので、記載内容を工夫してほしい。 ・ (1) ウ「若年者、外国人、…」は、相談や保護の施策の「再掲」であることから、女性自立支援施設以外の施設も含まれていると想定されるが、明瞭ではない。どのような施設が担うことを想定しているのかが不明瞭であること、その中で女性自立支援施設がどこまで担うことを想定しているのかについても、事前に議論がされていない中で、女性自立支援施設の対象であるとも読める記載の仕方は見直してほしい。たとえば、「様々なタイプの受入れ機関により(を整備し)」など、追記するなどの工夫が考えられる。 ・ (2) ア「退所後の支援」の2段落目は、1段落目のように「女性自立支援施設の退所後」と書かれていないので、推察はできるものの不明瞭になっている。 ・ (2) イ「地域における支援」では、1段落目は「一時保護施設を退所し」となっていて、対象者が女性自立支援施設の退所者以外とされているが(女性自立支援施設への一時保護委託を除く)、それ以降のイの施策の内容は、女性自立支援施設の退所者にも適用されるものが含まれていると思われ、不明瞭である。 | A | <p>「(1) イ 施設入所者への支援」については、女性自立支援施設への入所者への支援内容を記載しています。また、国の基本方針に記載された支援内容は、女性自立支援施設への入所者に限ったものではないため、「施策の方向7」において記載をしています。(64ページ)</p> <p>「(1) ウ 若年者、外国人～」については、女性自立支援施設のみで受け入れる入所者の属性を示すものではありませんが、支援に当たり配慮が必要な属性の方について、明記しているものです。(65ページ)</p> <p>「(2) ア 退所後の支援」については、「女性自立支援施設の退所者が～」と追記しました。(65ページ)</p> <p>「(2) イ 地域における支援」については、「一時保護施設を退所し、」を削除しました。(65ページ)</p> |
| 136 | 1 | <p>問題の本質を「社会的な構造に起因する」ととらえたこと及び基本目標について</p> <p>⇒ 第1章「困難な問題を抱える女性の今日的な課題」において、「このような性別による不平等や不均衡は、そのような状況を生み出す社会的な構造に起因するものです。」として、女性が困難な問題を抱えることのそもそもの原因を「社会的な構造」と明記したことは、まさに問題の本質を捉えており、高く評価し感謝したい。</p> | A | <p>困難な問題を抱える女性等が抱える問題は、個人の問題とみなされがちですが、問題の本質は社会的な構造によるものであり、だからこそ社会全体で支援していく必要があると考えています。</p> |
| 137 | 4 | <p>第4章において「基本目標」を「困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現」としたことは、DVプランのように各施策の目的を掲げるのではなく、問題の本質を「社会的な構造」と捉えたことを踏まえたものと思われ、先の見えない対症療法的な考え方ではないことから、困難な問題を抱える多くの女性に、将来に明るい展望を持てるようにするものと考えられる。</p> <p>計画の内容として、この「社会的な構造」に対する施策を書き込むことは難しいとは理解するが、できることならば、知事あいさつなど計画のどこかにおいて、県として、困難な問題を抱える女性を生み出す「社会的な構造」や「意識」を変えていくことをめざすことを明言していただけるとありがたい。</p> | A | <p>「第1章」に社会的な構造に起因するものであることや、社会全体で支援していく必要があることに触れ、本計画で基本目標において「困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現」を目指すことし、そのために本計画に基づく施策を推進していきます(2、3ページ)</p> |
| 138 | 7 | <p>なお、県は男女プランで「…ジェンダー平等社会へ」を基本目標にしていることは承知しているが、こちらは男女共同参画社会基本法が根拠法であり、男女ともに参画機会の確保が重視されているのに対し、女性支援法は女性が抱える困難な問題、すなわち女性がこうむる不平等や不均衡という“負”の面にフォーカスしているのであるから、女性の意思決定への参加促進だけでは解決できない「社会的な構造」(例：男女別賃金格差、家庭内の女性の地位の低さから来る幼少期からの扱い等々)が改善されることや意識改革をめざさない限り、困難な問題を抱える女性にとっては、将来展望が開けない。</p> | A | <p>ご意見のとおり、困難な問題を抱える女性への支援には、社会的な構造や意識を変えていくことが重要であると考えています。</p> |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|--|------|---|
| 139 | 4 | <p>(1) 女性自立支援施設等における中長期的支援 ⇒ 施設入所中の自立支援は施設スタッフだけで行っている訳ではなく、措置の実施機関である福祉事務所（女性相談員、生活保護担当、障害福祉担当、高齢福祉担当等）や女性相談所が、入所後も適宜情報交換・共有し、役割分担のもと連携・協働して支援を行っている。 女性支援において、このような施設利用における複数機関協働により支援を展開していることが、まさに本県における切れ目のない支援の仕組みの特徴としてあることにふれておいてもよいのではないのでしょうか。</p> | A | <p>「(ア) 三機関の連携」に、「本県では、女性自立支援施設等における施設入所による支援において、福祉事務所（女性相談支援員、生活保護担当、障害福祉担当、高齢福祉担当等）や女性相談支援センターが、女性自立支援施設等へ入所後も適宜情報交換・共有し、それぞれの役割分担のもと連携・協働して支援を行います。」と追記しました。（39ページ）</p> |
| 140 | 5 | <p>〈個別ケース検討会議〉 ⇒ 個別ケース会議の対象となる事例がどのような事例なのかが不明確である。全事例について対象とすることは現実的ではなく、想定もしていないと思うが、その必要性もないと思うので、どのような事例においてこの会議を開くのかについての補足説明を入れておくべきではないか。「健康状態が許さない場合等の例外を除き当事者の参画を得た上で、～」とあるが、会議対象となる事例は、恐らく支援者と当事者の意向が一致しない事例等も想定されるので、当事者参画の仕方や会議の狙いなども考えておく必要があると思う。</p> | A | <p>個別ケース会議は、ケースカンファレンスの形態を想定していますが、会議における具体的な運用については、支援の実情に合わせて引き続き検討していきます。（68、69ページ）</p> |
| 141 | 7 | <p>困難を抱える『女性』の時点で見捨てられる、困難を抱えた男性のことなど一切無視された男女共同参画とはかけ離れた計画など即刻やめるべき。 東京都をはじめ、他府県の同様の事例に問題が多数見られる中このようなことに税金を注ぎ込まれるのは断固反対する。</p> | D | <p>本計画は、女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨に基づく計画であることに鑑み、対象者を設定しています。 なお、DVを除く男性が抱える困難については、本計画では記載していませんが、例えば本計画でも記載している生活困窮者支援や、性犯罪被害者への支援等、多くの施策はジェンダーを問わず、実施しています。 また、本施策に係る支出に関するご懸念につきましては、引き続き適切な予算執行に努めてまいります。</p> |
| 142 | 4 | <p>この計画の対象者について。 神奈川県内に住む外国籍、外国につながる女性を対象にしているとありますが、DVや居所の無い女性たちに重点が置かれています。県内に、NGOと協働し緊急一時保護施設も確保されていることは、評価できます。 しかし、外国籍、外国につながる女性の問題は、日本人女性と異なる「在留資格」が絡みます。特に、身分に基づくものでない在留資格（技能実習、留学、それに伴う家族滞在）が増加しています。このような、新しい対象者が、日本で暮らす時に支援の手が差し伸べられるよう、検討をお願いしたい。</p> | C | <p>ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|---|------|--|
| 143 | 4 | <p>職場や学校でのセクシャルハラスメント、性暴力、ドメスティック・バイオレンス、ストーキングなど女性は被害に遭っても声さえ出せずに苦しんでいました。また、女性は非正規雇用が多く、不安定雇用、低賃金の状態におかれています。困難を抱える女性は特別な存在ではありません。女性支援法ができたことを大変うれしく思います。この法律がよりよいものになるように意見を述べさせていただきます。</p> <p>相談員の待遇改善を。 支援の実施団体は国だけではなく都道府県、市町村ですが、「神奈川県における女性支援の現状と課題」（2023年8月21日）を読ませていただきますと、民間団体との連携と書かれています。「民間団体はそれぞれの特色を生かし・・・」とありますが具体的にはどのような団体なのでしょう。また、この相談員はどのような労働条件で働くのでしょうか。実効性のある支援には相談員の待遇改善が重要だと考えます。だからこそ相談員の雇用の保障、正規労働者として雇用していただきたい。行政機関は民間に「下請け」するようなやり方はしないでください。 また、支援は女性の人権を保障し、当事者中心の支援をするようにしていただきたい。そのためには相談員の教育、訓練、スキルアップを保障する必要があると考えます。</p> | A | 民間団体は行政機関と対等な関係性で当事者を支援するパートナーであると考えています。県内の民間団体の特色としては、長年女性支援に携わり、多くの知見を持つ団体や、外国籍や外国にルーツを持つ方への支援をしている団体、若年女性を中心に支援している団体などがあります。また、相談員の労働条件は、各団体において雇用する職員であるため、労働条件は承知しておりませんが、当然ながら各団体で異なると考えています。相談員の研修等については、行政の女性相談支援員や民間の相談員等、幅広く対象として実施していきます。（48、49ページ） |
| 144 | 4 | <p>支援法を広めていただきたい。 ところで自分が困難に陥っても相談に行くことができる女性は僅かだと思います。多くは苦しくても声も出せない、また、女性支援法という法律さえ知らないのでしょうか。ほんとうに困っている女性に「相談できる場所があること、一緒に考えましょう。」という情報を流していただきたい。困難であればあるほど相談ができないものです。</p> | A | 早期発見から、「施策の方向4」のとおり、当事者が速やかに必要な支援を受けることができるよう、相談窓口、支援施策の周知啓発に取り組みます。（52ページ） |
| 145 | 7 | <p>行政の責任 民間での相談で得た情報からどのような社会問題が起きているのかを可視化させて、改善のために動いていただきたい。 また、この女性支援法は、「女性だけを特別に支援する」ではありません。差別に遭いやすい女性たちを重点的に支援することは社会の責任です。男性も性被害に遭うということがありますが、女性を支援した人材が増えていけば枠から外れた男性などの支援も進むのではないのでしょうか。</p> | C | 民間団体との定期的な意見交換の場に加え、各支援者と情報交換ができるような関係性を構築し、現状の把握を図っていきます。 |
| 146 | 7 | <p>困難を抱える女性は、今のこの社会の中で生きる女性はなんらかの困難を抱えて生活をしているのが当たり前になっています。しかし、その困難が当たり前の生活になっていて、自分が困難を抱えていることを自覚していません。この法律が施行される事すら、知らないでしょう。まずどのようなことで支援が受けられるか、受ける女性の権利擁護、仕組みについてのPRが必要だと思います。単なる自治体の広報だけではなく、マスコミを引き入れてのテレビコマーシャルなどで、広く知らしめることが重要だと思う。</p> | A | 「施策の方向4」のとおり、周知・啓発については、様々な方法で行うこととしています。いただいたご意見も踏まえ、どのような手法が有効か、引き続き検討していきます。（52ページ） |
| 147 | 7 | <p>各自治体の相談窓口を多く開設し、相談員には専門的知識のある肩を採用し、非正規での雇用せずに相談員自身も安心して働ける環境を作るべきです。</p> | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 148 | 4 | <p>女性相談支援員も専門的なスキルが必要で重い責務をになっているにも関わらず、その多くは非正規職員であり、正規職員として身分と権限の保証の明文化も必要と考えます。</p> | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|--|----------|---|
| 149 | 4 | <p>72ページ 重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進 「医療機関等の専門機関とも相談・連携し、医学的、心理的な支援を実施して心身の健康の回復を図る」</p> <p>DV被害者は、コミュニケーションが苦手、住まいがない、経済的な困窮など、複数の困難を抱え、心身の健康の回復に長期的な医学的、心理学的ケアを必要とする方も少なくありません。深刻な被害を受け、治療にも多くの時間を割き、治療費や薬代を自己負担しているという事例を聴きました。計画の中では、「医療機関等の専門機関とも相談・連携し、医学的、心理的な支援を実施して心身の健康の回復を図る」（72ページ重点目標5自分らしく暮らすための自立支援の促進）とありますが、継続的に医療機関にかかったり、カウンセリングを受けられる体制づくりも必要です。被害者が回復するために安心して治療を受け続けられるよう公的な財政支援が必要と考えますが、検討状況、県のお考えを教えてください。</p> | E | <p>所持金のない方の支援における医療費は、生活保護（医療扶助）の決定に頼らざるを得ない状況にありますが、決定までに時間がかかる場合もあることや、そもそも在留資格の内容によって生活保護が適用されない外国人がいるなど、被害者の受診の判断に影響が出ている現状があります。一時保護にかかる医療費についてはシェルターが通過施設であること等を鑑み、女性支援制度単独での医療費支弁及び制度創設について、関係都道府県と一緒に国に要望しています。</p> |
| 150 | 4 | <p>DV被害者は加害者との関係を調整してほしいため、ゆっくり考え方の施設の必要性に疑問がある。自由に連絡を取れるためなら、施設ではなく、家を出る前に加害者との十分な会話をサポートできる役所の部署を設置するのがいいと思う。</p> <p>DV被害を訴えているのに、施設での携帯の使用を可能にするなら、安全が守れるか心配である。</p> | C | <p>DV被害者の一時保護においては、被害者の安全の確保が最優先ですが、その中でも最大限当事者に寄り添った支援をしていく必要があると考えています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|--|----------|---|
| 151 | 4 | <p>本計画案は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的背景の解説および構造的な動態を把握する視点を提供している点 ・ 量的・質的双方による調査を通し共時的データを多角的に提供している点 ・ 上記2点により、本計画案の示す価値観およびそれに基づく施策の意義を深く理解できるよう構成されている点でとても洗練されていると感じております。 <p>また本計画案は、困難女性支援法が男性/女性の二分法という認識的限界を含んでおり、ユニバーサルな「人権」概念との関係において限界があることを示唆している点で特徴的です。</p> <p>男女共同参画あるいはジェンダー平等の観点は、概して男性/女性の二分法を前提として語られますが、本計画案では対象者のセクシャリティを問わないと明記されており、さらに困難を抱える男性への支援には言及しない根拠にも言及しているからです(46ページ)。おさなりの行政計画が乱発される昨今、人権概念との関係において本法を位置づけなおす視点は貴重です。</p> <p>そのうえで、考慮に入れていただきたい視点を述べます。</p> <p>第四章<6支援の体制>に関してです。</p> <p>政令市とは異なり、一般の市では母子生活支援施設など、ニーズがあるものの社会資源が不足していることがあります。</p> <p>神奈川県内では、部分的にはありますが、無料低額宿泊所がこうした社会資源の不足を補ってきました。</p> <p>無料低額宿泊所は社会福祉法上の第二種施設で、制度的には「簡易な相談」にしか対応できない宿泊施設とされています。</p> <p>しかし実際には、精神疾患、発達障害、知的障害、若年を含む妊婦、子ども連れの女性など、専門性の必要とされる支援を行ってきたと言ってよいでしょう。</p> <p>このような実態がある一方で、無料低額宿泊所にかぎらず県の指導管理下にある施設は、市からみて「地域」の外部にある施設と見なされることがあります。</p> <p>「地域」の施設とは市の指導管理下にある施設を指し、県の施設は「地域ではなく県のもの」という認識です。この独特の認識が、民間機関と市町村の情報連携を阻害する状況が、これまでしばしば発生してきました。</p> <p>市の支援会議等に参加するのは「地域」内の関係機関に限定され、「県の」施設が除外されるといった事態です。</p> <p>連携をめぐる認識のズレは、当事者に弊害をもたらしてきたと私たちは感じており、放置されたままですと、今後もこうした弊害が続くと危惧しております。</p> <p>これを少しでも抑制すべく、第4章 計画の内容 8 具体的な取組み 重点目標1 関係機関と連携・協働した支援体制の充実 施策の方向1 連携支援体制の充実 (4) 民間団体との連携、支援 イ 民間団体と連携した保護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設を設置します。に加え、 <p>県が、保護施設と市町村との連携強化の支援を行うといった視点を組み込んでいただけますと幸いです。よろしくご検討のほどをお願いいたします。</p> | A | <p>「イ 民間団体と連携した保護事業」に「支援調整会議等を通じて、保護施設と市町村との連携強化の支援を行います。」と追記しました。(48ページ)</p> |
| 152 | 5 | <p>会計年度職員による相談では、継続性にかけてと思います 正規の職員による女性相談員を配置して、長く支援を続けられるようにしたほうがよい</p> | C | <p>女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |
| 153 | 5 | <p>相談件数が減っているように見えるが、相談にこれないために減って見えるなど、本質とあっているか調査をして、気軽に相談できる逃げ込める場所の確保が必要だと思う</p> | A | <p>当事者調査の結果、「自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながる事ができる窓口」や「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」が多く求められていることから、様々な媒体を通じて相談支援を実施します。(21ページ)</p> |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|--|----------|---|
| 154 | 3 | <p>「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）の素案」の図表1-35、36について、不適切な解析、数値処理をしているように見える。</p> <p>計画内容に影響するものではないが、その前提となる調査結果に不安を抱かせるため、次回以降は適正な手法を確認して評価してほしい。</p> | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 155 | 4 | <p>60ページ（4）民間団体との連携、支援 中 ウ 当事者支援を行う民間団体への支援に関して</p> <p>この民間団体への支援には活動資金の援助も含まれると思われる。現在東京都では一部の支援団体が不正に資金援助を受け取っている問題がある。東京都から受託された事業以外の事業との資金を按分せずに計上する、SNSへの返信作業に過剰に人件費を計上する、支援事業の機材購入費用を事務所の家電購入費に流用するなどの問題行動を行っている。</p> <p>また、この団体はコンペ等で選ばれた団体ではなく、一部の関係者の同意のみで契約が行われている。</p> <p>このような状況では、本来適切な支援団体へ提供されるべき資金が、悪質な団体によって浪費されてしまい適切な女性支援の達成を阻害している。</p> | B | <p>補助金の支出については、各補助金要綱等に基づき支出されますが、補助事業が完了した時点において、補助対象経費やその配分が申請と同様であるかどうかを確認しており、補助事業の内容又は補助事業間の配分を変更しようとするときは予め知事の承認を受けなければならないこととしています。また同一経費に対して、他自治体等による補助等と重複しないよう確認しつつ、適切な予算執行に努めています。</p> |
| 156 | 4 | <p>52ページ（4）適切な情報管理等 に関して</p> <p>上記の悪質な支援団体に対して、関連する資料を開示請求したとしてもプライバシーの保護を理由に十分な開示が行われなかった。当事者のプライバシーが守られる必要があるのはもちろんであるが、支援している団体やその代表などの情報を隠蔽されては、その団体が適切な団体か住民が判断することができない。</p> <p>上記2点を踏まえ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働する支援団体の選定は適切に公募がおこなわれること ・それら支援団体の情報が住民に適切に開示されること ・支援団体に問題があると指摘されれば契約の停止を行えること <p>これらが盛り込まれなければ、賛同しない。</p> <p>現在は、ふるさと納税などを行わず神奈川県へ税金を収めているが、問題がある運用が行われるのであれば、ふるさと納税で他県へ収めるようにする。また移住も検討する。</p> | B | <p>法人等への契約手続きに関するご懸念につきましては、引き続き適切な執行に努めてまいります。発注者の催告によらない契約の解除の条件については、契約書において明記することとしています。</p> <p>また、行政機関における情報公開については、神奈川県情報公開条例に基づき適切に実施しています。</p> |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|--|
| 157 | 1 | 第一章は、女性保護の歴史が分かるのがとてもよいので、もっと詳しく書いてほしいです。 売春防止法が改正されて、結局売春防止法はどうなったのか、分かりやすく記述してほしいです。 | A | 「参考資料1 女性が抱えるそれぞれの問題の状況 (2) 売春」にコラムとして追加しました。(77ページ) |
| 158 | 3 | 第3章では、グラフを最低限に絞って、残りは参考のページに移してほしい。文章が途切れ途切れになって読みにくいです。 | A | ご意見を踏まえ、クロス集計データは、参考資料に移動しました。(107ページ) |
| 159 | 3 | 困難な問題を抱える女性の意識調査は貴重な取り組みだったと思います。ぜひ定期的に実施して計画に反映できるようにしてほしいです。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 160 | 4 | 第4章では、女性保護の事業を行う本庁セクションの人員体制の強化に言及してほしい。特に法施行直後は、全体を引っ張る役目が強くないといけないと思います。 | C | 職員の人員体制の強化については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 161 | 4 | 女性相談支援員の数が自立する女性の数を事実上決めることになるので、女性相談支援員の数を増やす計画としてほしいです。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 162 | 8 | 女性支援のメニューを持つ法制度を一覧にしてほしい。法律が多岐に分かれていて、全体がつかみにくいです。 | C | 当事者へは様々な社会資源、他法他施策の制度を活用して支援をしていく必要があることから、全ての支援策を網羅的に一覧にすることは難しいですが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 163 | 5 | 県が設置する支援調整会議と市が設置する支援調整会議を分けて記述してほしいです。 | A | 本計画に記載する支援調整会議は全て県が設置する会議体です。なお、わかりやすいように第5章に記載しました。 なお、市町村が設置する支援調整会議については、各市町村の基本計画において示されるものと考えています。 |
| 164 | 4 | 民間支援団体には様々な団体があるので、実績や活動年数などでスクリーニングをかけたうえで連携相手を選定してほしいです。 民間支援団体は財政的な力が乏しいので、補助金などを充実してほしいです。 | A | 民間団体との協働については、支援実績や支援に対する考え方等を勘案し、適切な対応に努めていきます。また、民間団体に対する財政的支援については、48ページに記載しています。 |
| 165 | 4 | 困難な問題を抱える女性は、これまでの人付き合いに失敗しているかたが多いので、心を癒せる居場所を作してほしいです。 | A | 当事者が自由に時間を過ごし、相談員等とつながりの持てる居場所の提供に取組みます。(52ページ) |
| 166 | 4 | DV相談窓口では、DV以外の相談も一緒にできるようにしてほしい。女性の悩みは、DV単独の問題ばかりとは限らないからです。 | A | 54ページに複合的な悩みを抱えた女性のための総合相談窓口を設置することを追記しました。 なお、配偶者暴力相談支援センターのDV専門相談窓口では、DVに付随する相談も受け付けています。 |
| 167 | 4 | 女性の総合相談支援窓口の存在は、悩みを抱える女性にとってはとても心強いので、継続して設置してください。 | A | 「イ 女性のための総合相談窓口」に、必要な支援へのつながりをサポートする女性の総合相談窓口について、追記しました。(54ページ) |
| 168 | 4 | 女性特有の悩みを相談できる窓口があることを早いうちから知っておくべきだと思いますので、小学校のうちから女性保護事業のことを教えるようにしてほしいです。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 169 | 7 | 市町村の支援活動の充実が県全体の女性保護事業のレベルアップにつながると思いますので、市町村の取り組みを促す支援を県が行ってほしいです | A | 市町村の女性相談支援員や支援者を対象に、県が主催する研修等の充実を図ります。(49ページ) |
| 170 | 7 | 個々の支援他の活動について、「困難な問題を抱えた女性への支援」であるか「DV被害者支援」であるか、判然としないため混乱します。県の検討会でも議論になったように、2つの法で支援の対象とする層が異なるため、このままでは法に基づかない支援活動となる可能性、あるいはその可能性を避けようとして却って法で想定している支援が行われない可能性があるように見受けられます。現場が混乱しないよう、計画の中で明記する、あるいは別紙にて一覧表などで整理するなどして、間違いの無いように明示頂きたいです。 | A | 本計画に記載した施策等においては、困難な困難な問題を抱える女性のみDV被害者のみ、さらにDV被害者においても女性のみ等、対象が限定される施策もありますが、総じて「当事者」として記載しています。(46ページ) |

| 意見 No | 内容 区分 | 意見要旨 | 反映 区分 | 県の考え方 |
|----------|----------|--|----------|---|
| 171 | 4 | <p>1. 「ひきこもり当事者」として想定される支援対象は「困難な問題を抱える女性」でしょうか？あるいは「DV被害者」でしょうか？</p> <p>2. 上記1について、支援対象に「困難な問題を抱える女性」「DV被害者」以外を含む場合、どのような方が対象であるかご教示ください。（支援対象が「困難な問題を抱える女性」および／または「DV被害者」のみである場合、本意見はご放念ください）</p> <p>3. 上記2で記述される支援対象に含まれる「困難な問題を抱える女性」「DV被害者」以外の「ひきこもり当事者」について、本計画において支援対象とする理由をご教示ください。また、同理由を計画内に記載してください。2章2「計画の性格」にあるように、本計画は「困難な問題を抱える女性」および「DV被害者」の支援を目的とするもので、それ以外の方を支援対象とする場合には改めて説明が必要です。（支援対象が「女性」および／または「DV被害者」のみである場合、本意見はご放念ください）</p> | E | <p>「第4章 4 対象者の考え方」に記載したとおり、本計画の対象者は「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。 女性が抱える困難な問題の一つには「ひきこもり」があると考えています。</p> |
| 172 | 4 | <p>4. 本計画に「ひきこもり」事案の支援を取り込むことに反対します。2章2「計画の性格」にあるように、本計画は「困難な問題を抱える女性」および「DV被害者」の支援を目的とするものであり、「ひきこもり」事案のうちそれらの属性を有さない方は本計画では支援対象外とせざるをえません。これでは現場が支援すべきかどうか、また支援内容をどうすべきかなど、混乱してしまいます。</p> | D | <p>「第4章 4 対象者の考え方」に記載したとおり、本計画の対象者は「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。 女性が抱える困難な問題の一つには「ひきこもり」があると考えており、ひきこもりの男性への支援は本計画では対象としていません。 なお、県としてはひきこもり対策施策は男女問わず実施していますが、計画の性格上、女性にフォーカスした記載としています。</p> |
| 173 | 8 | <p>5. 「ひきこもり」事案が大きな問題であることは理解しますので、支援対象者を不用意に属性で分断して支援活動を混乱させないよう、例えば「孤独・孤立対策」などの属性に寄らない支援活動として別途計画を立ててはいかがでしょうか？</p> | C | <p>ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |
| 174 | 4 | <p>1. 「性的マイノリティ」として本計画で想定される支援対象は「困難な問題を抱える女性」あるいは「DV被害者」のいずれか、または両方に該当する方のみと考えてよろしいでしょうか？</p> <p>2. 「性的マイノリティ」として本計画で想定される支援対象に「困難な問題を抱える女性」「DV被害者」以外を含む場合、どのような方が対象であるかご教示ください。（支援対象が「困難な問題を抱える女性」および／または「DV被害者」のみである場合、本意見はご放念ください）</p> <p>3. 「性的マイノリティ」として本計画で想定される支援対象のうち「困難な問題を抱える女性」「DV被害者」以外の「ひきこもり当事者」について、本計画において支援対象とする理由をご教示ください。また、同理由を計画内に記載してください。2章2「計画の性格」にあるように、本計画は「困難な問題を抱える女性」および「DV被害者」の支援を目的とするもので、それ以外の方を支援対象とする場合には改めて説明が必要です。（支援対象が「困難な問題を抱える女性」および／または「DV被害者」のみである場合、本意見はご放念ください）</p> | E | <p>「第4章 4 対象者の考え方」に記載したとおり、本計画の対象者は「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。 またDV被害者はセクシャリティを問わず本計画の対象です。</p> |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|--|
| 175 | 4 | 4. 本計画に国の基本方針に記載されている「自認女性」以外の「性的マイノリティ」の支援を取り込むことに反対します。2章2「計画の性格」にあるように、本計画は「困難な問題を抱える女性」および「DV被害者」の支援を目的とするものであり、「性的マイノリティ」事案のうちそれらの属性を有さない方は本計画では支援対象外とせざるをえません。これでは現場が支援すべきかどうか、また支援内容をどうすべきかなど、混乱してしまいます。 | D | 「第4章 4 対象者の考え方」に記載したとおり、本計画の対象者は「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。 またDV被害者はセクシャリティを問わず本計画の対象です。 |
| 176 | 4 | 5. 本計画に「自分が性的マイノリティではないかと迷っている」方の支援を取り込むことに反対します。2章2「計画の性格」にあるように、本計画は「困難な問題を抱える女性」および「DV被害者」の支援を目的とするものであり、6ページ注において定義される「性的マイノリティ」の方々のうちDV被害者、DV被害者でない法的女性、DV被害者でない自認女性のいずれにも該当しない方々は支援対象となりえません。そのため、自分が性的マイノリティではないかと迷っている方が最終的に本支援の対象足り得るかが相談時点では確定しません。これでは現場が支援すべきかどうか、また支援内容をどうすべきかなど、混乱してしまいます。 | D | 「第4章 4 対象者の考え方」に記載したとおり、本計画の対象者は「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。 またDV被害者はセクシャリティを問わず本計画の対象です。 |
| 177 | 8 | 6. 「性的マイノリティ」事案が大きな問題であることは理解しますので、支援対象者を不用意に属性で分断して支援活動を混乱させないよう、例えば「孤独・孤立対策」などの属性に寄らない支援活動として別途計画を立ててはいかがでしょうか？ | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 178 | 4 | 1. 注としてページ欄外に「性的マイノリティ」の定義を記載されていますが、ここで定義される性的マイノリティは全てが本計画における支援対象でしょうか？ 2. 「困難な問題を抱える女性（国の基本方針では自認女性を含む）」あるいは「DV被害者」に該当しない「性的マイノリティ」の方々を本計画での支援対象とする場合、それは県の判断において支援する訳ですから、第2章においてその判断についての説明を明記し、根拠（法律など）を記載する必要があります。 | E | 「第4章 4 対象者の考え方」に記載したとおり、本計画の対象者は「困難な問題を抱える女性」及び「DV被害者」です。 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する日常生活における生きにくさや、人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。 またDV被害者はセクシャリティを問わず本計画の対象です。 |
| 179 | 4 | ・「困難な問題を抱える女性」とは、様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えた女性（そのおそれのある女性を含む。）のことを指します。年齢、障害の程度、国籍等を問いません。また、適切な支援を受けなければ将来的に問題を抱える可能性がある女性を含みます。 性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮した支援をしていきます。 この定義では、全ての女性（女性自認の男性）が対象になります。 それに、中間組織や支援NPOが際限も納税もなく税金を食い荒らす事が分かっています。 こんなバカげた法案を通した国に文句を言って欲しいです。 もうしばらくしたらNPO、一社の在り方が社会問題になりますので 現段階で困難女性支援等計画を出すのは止めて下さい。 | D | 本計画は、女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨に基づく計画であることに鑑み、対象者を設定しています。 また、法人等への支出に関するご懸念につきましては、引き続き適切な予算執行に努めてまいります。 なお、本計画は、DV防止法第2条の3第1項に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」の計画期間満了に伴い、女性支援法第8条第1項に基づく計画と一体の計画として策定するものです。 いずれの法においても、都道府県基本計画の策定が義務となっています。 |
| 180 | 4 | ・「DV被害者」には、DV防止法の対象である配偶者からの暴力を受けた方に加え、交際相手からの暴力（デートDV）の被害者も含めています（セクシャリティは問いません）。 DV被害は女性だけ、という差別を是正した部分は評価します。 しかし、一般市民には給料が上がらない中、社会保険料等ばかりがあがる昨今の状況自体が国による精神的DVであり、大多数の女性が困難な状態にあると理解して頂くと、地方自治体も国も破綻します。 現時点で困難女性等支援計画を出すのは止めて下さい。 | D | 本計画は、DV防止法第2条の3第1項に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」の計画期間満了に伴い、女性支援法第8条第1項に基づく計画と一体の計画として策定するものです。 いずれの法においても、都道府県基本計画の策定が義務となっています。 |
| 181 | 4 | 女性相談支援員が非正規であることは、継続した支援ができないことと、教育を受ける機会が減ることによる専門性の点から改善すべき。予算つけて、いまいる支援員の正規化や、若い世代に引き継ぐために正規職員にすることを望みます。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|--|
| 182 | 4 | 女性相談支援員の配置は、努力義務ではなく配置していくこと。 | C | 「第4章6 支援の役割(1)ア」に、「県本庁機関、女性相談支援センター、県配偶者暴力相談支援センター、町村を所管する県福祉事務所に女性相談支援員を配置し、当事者のための支援の充実に取り組みます。」と記載しました。 一方で、市町村における女性相談支援員の配置については、女性支援法第11条第2項において、各自治体の努力義務と規定されており、また女性相談支援員の採用等についても、各自治体の裁量とされていることから、本計画では示せません。 |
| 183 | 4 | 女性相談支援員は正規職員で専門性を保証すること。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 184 | 4 | 女性自立支援施設のきめの細かい支援ができるような運営をすること。 | A | 女性自立支援における支援も含め、「第4章 2 基本理念」に基づき支援を実施します。(32ページ) |
| 185 | 4 | <支援体制の充実> ア 各機関との連携体制の充実 イ 民間団体との連携 民間団体がきめ細やかで行政の届かない支援を継続して実施できるよう、資金面での支援を充実させてください。 | A | 「ウ 県及び市町村の役割」として、「民間団体の安定的な運営のための援助に努める」と記載しています。(37ページ) また、具体的な取組みとして「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」について記載しています。(48ページ) |
| 186 | 4 | また、61ページ「NPO活動をサポートするために、相談や情報提供、説明会等を実施します。」とあります。困難な女性の支援は、さまざまな領域のNPOが実施しています。特定のジャンルにかかわらず、広く情報提供等が行えるよう、NPO支援センターなど関係機関とも連携して、広く情報が届けられるような仕組みとしてください。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 187 | 4 | ウ 関係機関との連携 支援調整会議には、当事者支援をしている民間団体を含むようにしてください。民間団体にもいろいろな団体がありますが、当事者の直接支援を行う団体の知見は非常に重要です。(58ページ 支援調整会議についても同様です) | A | 「(3) 構成員(想定される機関の例)」に民間団体を含めることを記載しています。(69ページ) |
| 188 | 4 | イ 支援のための人材育成 支援にあたる相談員は、その多くが非正規雇用(「会計年度任用職員」)です。支援の質を向上させるためにも、相談員の雇用が安定するようにしてください。このままでは、相談員が「困難を抱える女性」化してしまいます。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 189 | 4 | <支援施策の充実> (2) 早期発見・対応と周知・啓発 イ 居場所の提供 居場所の中には、当事者が中心となるピアカウンセリング等のグループも非常に重要な役割を果たしています。当事者のグループ活動への支援が充実して行われるようにしてください。(64ページも同様です) | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 190 | 4 | ウ 支援に関する周知啓発 エ 未然防止にむけた意識啓発 これらについては、男女共同参画センターとの連携をもってすすめられるよう、自治体内部での連携を推進してください。 | B | かながわ男女共同参画センターでは男女共同参画に関する周知・啓発のほか、様々な研修を行っています。引き続き、自治体内での連携を推進していきます。 |
| 191 | 4 | (2) 支援に関わる各機関の役割 支援に関する周知啓発、未然防止に向けた意識啓発を担う役割として、男女共同参画にかかわる自治体の部署、男女共同参画センターなどを追加してください。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 192 | 4 | (2) 支援に関わる各機関の役割 相談員の役割は非常に重要です。役割にあわせた待遇改善を行ってください。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|--|------|--|
| 193 | 4 | <p>推進目標値 半分以上の項目が「調整中」です。指標が決まっていなければ、見直しや改善が遅れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整中の項目はいつまでに数値が出ますか。 ・目標値は必ず公開してください。 ・目標値は毎年1回以上は見直して、改善を図ってください。 ・目標について「いつ」「だれが」「どのように」確認するかを推進目標値の項目にあわせて明記してください。 <p>ほかの場所に記載されている場合も、再掲として掲載し、一覧表と合わせて確認ができるようにしてください。</p> | A | すべての目標数値を記載しました。また毎年進捗状況を測り、神奈川県男女共同参画審議会に報告し、評価、改善を行うことを明記しています。(68ページ) |
| 194 | 7 | <p>過去、配偶者からDV被害を受けたことのある者です。 計画の名称について意見します。 この計画名では、DV被害を受けた男性に対する県の支援の姿勢全くが見えません。DV被害は女性の抱える困難な問題の大きな部分を占めることは理解できますが、あくまで別々の法律に基づく計画のはずです。計画の中でも触れられている通り、DV被害者のみセクシャリティを問わないとすることが、計画名称からは全く見えず、県のDV施策が後退しているようで、DV被害を受けていた者としては非常に残念に思いました。</p> <p>中身もさることながら、計画名称は非常に大事です。ただでさえ多くある県の計画の中では、まずは名称で何の計画かがわからないと、当事者は自分のための計画と気がきません。 この計画名称では、まさかDVに関する計画とは思えませんし、何しろ『女性等』で男性DV被害者を表しているとは思ってもよらず、単純にわかりづらいです。</p> <p>DV被害者支援を入れることで名称が長くなってしまいかもかもしれませんが、他県では並列している例もあるようです。 ぜひ再考いただきたいです。</p> | C | 本計画においてDV被害者はセクシャリティを問わずと対象としておりますが、ご意見を踏まえ、今後支援の対象となっていることがわかりやすいよう、広報に努めていきます。 |
| 195 | 3 | 女性が公的機関には相談しづらい、公的機関の相談窓口が知られていないという状況をいち早く解決してほしいと思います。 | A | 「施策の方向4」のとおり、周知・啓発については、様々な方法で行うこととしていきます。(52ページ) |
| 196 | 4 | 女性相談支援員の当事者の相談はもちろん、関連部署との連携など業務が多く、県全体で122名では少なすぎるのではないのでしょうか。一人ひとりに対して、手厚い支援をするために、また、女性相談支援員の健康を守るためにも、女性相談支援員の増員が必要です。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 197 | 4 | 比較的長期にわたる入所者がいることから、居室についても十分な配慮が必要だと感じます。 | A | 「第4章 2 基本理念」に基づき支援を実施します。居室についても、原則1人部屋とするなど、入所者の状況に合わせて、配慮ある支援をしていきます。(32ページ) |
| 198 | 4 | 望まない妊娠が出産につながっていて、SRHRの観点が弱いと思います。 | A | 望まない妊娠を未然に防ぐため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含め、プレコンセプションケアを推進していきます。ご意見を踏まえ、追記しました。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、注釈に追記しました。(54ページ) |
| 199 | 2 | <p>4「計画に関する評価と公表」 本計画素案は、「1.困難な問題を抱える女性の状況」に示されたように、当事者及び支援関係者の実態調査に基づく精緻な分析を踏まえたことで、地域事情に即応した、全国的に見ても非常に具体的な計画になっていると思います。ついては、第2次の計画策定期間にも再び「困難を抱える女性に係る実態調査」を実施し、経年変化を検証して、5年ごとの施策評価の参考指標として活用することを明記していただきたいと思ひます。</p> | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |

| 意見 No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|-------|------|---|------|--|
| 200 | 7 | <p>断固「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」素案に反対する。理由は以下。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性」の定義が曖昧である。 ・税金で運営するのだから、「困難な問題を抱える女性」を日本国籍に限定しないのはおかしい。なぜ税金で外国人を支援しなければならないのか。 ・性自認が女性のトランスジェンダーも対象になるとしているが、ありえない。生物的に女性でなければ女性ではない。 ・性被害、DVは女性に限らず全ての人に起こりえる。 ・ストレス、生きづらさを感じているのは女性だけではなく男性でもある。 ・いつまで支援するのか、期限が明確でない。 ・全ての内容が男女共同参画の観点から女性利権であって男女平等ではない。 ・全ての内容が無限に支援対象を広げ、NPO法人に税金を垂れ流す目的にしか見えない。 | D | <p>本計画は、女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨に基づく計画であることに鑑み、対象者を設定しています。</p> <p>なお、DVを除く男性が抱える困難については、本計画では記載していませんが、例えば本計画でも記載している生活困窮者支援や、性犯罪被害者への支援等、多くの施策はジェンダーを問わず、実施しています。</p> <p>また、法人等への支出に関するご懸念につきましては、引き続き適切な予算執行に努めてまいります。</p> |
| 201 | 4 | <p>対象地域は神奈川県内全地域とありますが、支援が県をまたぐ場合の対応について教えてください。特に、予算と、支援の責任の所在について、具体的に知りたいです。また、同内容を計画に記載していただくとありがたいです。県をまたぐとは、本県民が他都道府県で支援される場合、他都道府県民を本県内で支援を受ける場合、支援の途中で本県と他都道府県とで移動する場合、などが考えられます。</p> | E | <p>都道府県間をまたぐ広域支援が必要な場合は、個別ケースごとに状況が異なるため、費用負担や実施責任については自治体間で個別に調整の上、支援しています。</p> |
| 202 | 4 | <p>1. 本支援活動において連携する「民間団体」について、多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県および市町村は注意深く、そして広く、団体に関する情報収集に努めることを望みます。</p> | A | <p>民間団体との協働については、支援実績や支援に対する考え方等を勘案し、適切な対応に努めていきます。（40ページ）</p> |
| 203 | 4 | <p>2. また、同情報収集に際して、国の基本方針有識者会議でも意見がありましたが、偏った情報による誤解の下で判断がなされないよう、情報収集先は限定せずに広く市民から意見を求めることを望みます。</p> | C | <p>ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |
| 204 | 4 | <p>3. 本支援活動のモデル事業である若年被害女性等支援事業について、昨年3月に厚生労働省より連携する民間団体の適格性に関する通知（子家発0324第1号）が出ており、本計画においてもこの通知が順守されることを望みます。</p> | B | <p>国から示された通知内容を順守して事業を実施してまいります。</p> |
| 205 | 7 | <p>例えば東京都では女性支援法のモデル事業にあたる若年被害女性等支援事業において、住民監査請求が認容され、不適切な会計が指摘され、複数の住民訴訟が提起されるなど混乱が起き、第211国会参議院においても質疑が交わされています。このような混乱は支援に対する信頼性、現場の支援活動に対してマイナスの影響が大きく、支援対象者のためになりません。混乱を避けるため、情報公開をしっかり行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。</p> | B | <p>情報公開については、神奈川県情報公開条例に基づき、引き続き適切に対応してまいります。</p> |
| 206 | 4 | <p>女性支援員について 従来の女性相談員の身分（会計年度職員＝非常勤）を横滑りさせるのではなく、県が責任をもって正規職員として雇用すること。</p> | C | <p>女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |
| 207 | 4 | <p>女性支援員について 江の島の女性センターが解体された後、藤沢の合同庁舎にカナテラス・男女共同参画センターが設置されたが配置人員・図書館機能など不十分である。県の姿勢が後退していると感じる。女性たちが集まり議論できる場の確保も含めて新たな女性センターの設置を要望します。</p> | C | <p>ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。</p> |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|---|
| 208 | 4 | <p>・本計画における各施策に対する評価方法を明確に記載し、費用対効果を確認してください。</p> <p>4 計画に関する評価と公表において、評価を行い公表する旨が記載されていますが、肝心の評価方法について詳細な記載がありません。計画の段階で各施策に対する評価方法についても明確に定めて記載してください。また、後述する内容にもなりますが、評価の際は費用対効果を確認し続ける必要があるかを判断してください。</p> | B | 各施策に対する評価については、68ページに記載しているとおり、神奈川県男女共同参画審議会において、前年度の事業内容を報告した上で、審議会において評価を行い、その結果をホームページ上で公表することとしています。 |
| 209 | 4 | <p>・民間団体への委託や支援に対する費用対効果を評価してください。</p> <p>本計画は弱者に対する支援になると思いますが、弱者支援は利益を出して事業を継続するという民間団体とは本質的には馴染みません。支援というのは、本人が自立することで不要になる、というところがゴールのはずです。いつまでも支援を続けるような、所謂弱者ビジネスになってはなりません。民間団体への委託や支援が計画として記載されていますが、それにかかる費用対効果を評価し、民間団体を入れる必要があるか判断してってください。</p> | B | 各事業の実施手法については、その費用対効果も含めて毎年度、予算審議の中で検討を行っています。 |
| 210 | 4 | <p>・目標値は人数・件数として、費用対効果を評価してください。</p> <p>推進の目標値が記載されていますが、評価に用いるものなのか紛らわしいです。この目標値が評価に用いるものか否かにかかわらず、目標値は人数・件数として、それに対する費用を評価し続ける必要があるか判断してください。</p> | C | 全ての数値目標について人数、件数とすることは難しいですが、施策の実施に係る進捗状況については男女共同参画審議会において、施策の予算については、毎年度の予算審議の中で確認します。 |
| 211 | 6 | <p>・困難者への支援は女性のみにする必要があるか評価してください。</p> <p>各種問題が記載されていますが、例えばDVがあったとしてその支援をするのに性別は関係ないと思います。女性だけ支援するというのは、本支援計画が掲げるジェンダー平等ではないという矛盾をはらんでいます。費用対効果や社会情勢を逐次確認し、女性だけに支援が必要なものなのか（続ける必要があるのか、性別にかかわらず支援する必要があるのか）を見直してってください。</p> | D | 本計画は、女性が、女性であることにより、性暴力や性搾取等の被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的又は経済的困難に陥るおそれがあること等を前提とする女性支援法の趣旨に基づく計画であることに鑑み、対象者を設定しています。なお、DVを除く男性が抱える困難については、本計画では記載していませんが、例えば本計画でも記載している生活困窮者支援や、性犯罪被害者への支援等、多くの施策はジェンダーを問わず、実施しています。また、各施策については、神奈川県男女共同参画審議会における事業評価や、予算審議等の中で点検していきます。 |
| 212 | 4 | <p>(4)イ 「民間団体と連携した保護事業 ・民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設を設置します。の部分」を 「民間団体と連携した保護・自立支援事業 ・民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設・自立支援施設を設置します。」とすべきと考えます。 【理由】 同頁のウに「一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設」について記載されている内容を 反映した記述にする必要がある上、保護後の自立支援も大変重要であるので、民間団体との連携で展開する事業として明記が望まれるため。</p> | A | ご意見を踏まえ、「自立支援施設」を追加しました。(48ページ) |
| 213 | 4 | <p>(4)ウ 当事者支援を行う民間団体への支援 「・一時保護後の自立支援に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。」の部分 「・一時保護後の自立支援に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化するとともに、民間団体による施設新設に対する支援を行います。」 【理由】 37ページの市町村アンケート結果から、最もニーズの高い施設が「一時的な居場所確保」となっており、施設不足の解決が急務のため</p> | A | ご意見の趣旨は、「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」の「民間団体による支援のための施設の整備を支援します」に含まれます。(48ページ) なお、居場所の提供は県としても取り組んでいきます(52ページ) |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|---|
| 214 | 4 | イ 住まいの確保 ・離職等により住居を失った・・・家賃相当額を支援します。 支援が生活困窮者支援制度を活用した行われるのであれば、主な実施主体は市になるので、県の計画として記載する場合は、「生活困窮者支援制度の活用を促進し」といった記載を追加すべきと考えます。 そうではなく県の独自施策として実施するのであれば、「制度を新設し」と明記すべきと考えます。 | A | 住居確保給付金のことであることがわかるよう修正しました。(60ページ) |
| 215 | 4 | 1. 被支援者の満足度を数値目標(No.15,16)とすることに反対です。自立を目指す支援とした場合、必ずしも被支援者の意に沿わない対応となるケースもあり得ます。また、満足度を安易に高めるために過剰に被支援者におもねった支援、例えば過剰な金銭等の援助など、に繋がりがねません。 | C | 「満足度」は各施策の「支援の質を高めること」に対して、客観的評価をするための指標です。「支援の質を高めること」ことは「当事者目線に立った支援、一人一人に寄り添った丁寧な支援」につながり、その結果「満足度」として客観的な評価を受けると考える。寄り添う支援は、利用者を過剰におもねる支援とは異なると考えています。 一方で、「満足度」がこのことを把握するための指標として、わかりづらいため「支援に関する利用者の評価」等に修正しました。 また過剰な金銭等の援助等につながりかねないというご意見は、利用者に対する不適切な対応及び執行を危惧いただいたものだとして受け止めます。引き続き適切な執行に努めてまいります。 |
| 216 | 4 | 2. 本計画の数値目標として、実際に何人の自立に綱げるかなど、支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？支援活動において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知・認知度向上は大変に重要ですが、それらは支援の手段であって、その整備が主要な目標となることに違和感を覚えます。5年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目がそれないよう、支援そのものを評価する指標が必要だと思います。 | C | 「満足度」は当該施策における支援の向上を図るために設定したものであり、利用者へのアンケートにより図ることを想定しています。「満足度」は支援についての評価であり、実施した支援についての客観的指標であると認識しています。また、アンケート結果から対応を検討し、支援の向上に努めることとしています。一方で、目標値設定の趣旨がわかりづらいため、「支援に関する利用者の評価」等に修正しました。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 217 | 4 | 自立支援全般について、一時保護を前提とした自立支援となっており、保護を経ないで受けられる自立支援については余り想定されていない計画内容となっている。市町村アンケートでもニーズの高い、「居場所の提供」は、サポートステーション的な通所型、ステップハウスのような入所型の双方を、保護を経なくても利用できる居場所の提供が求められていると考えられる。特に、現行のDV法では必ずしも対象とならないデートDVの被害者や親との関係悪化で自宅に居場所がない若年女性などは、保護対象となりづらいが自立支援が必要なケースが少なくない。 このようなニーズに対応する居場所と自立支援をセットで進めていく必要があるので、モデル事業としてでも良いので計画に盛り込んでほしい。 | A | 「イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」を追記しました。(57ページ) |
| 218 | 4 | 「民間支援団体の状況」について、近年、神奈川県内では女性支援に活動してきた団体・施設が活動や事業をやめる例が散見される。また、現在、活動中の団体も財政的に困窮している例が少なくない。 このような団体の状況について全く触れられておらず、全体に団体の善意・意欲を前提とした計画となっている点が気がかりである。県男女共同参画審議会においても、団体の運営費への補助がない点を指摘する意見が出されていたことを踏まえ、計画の中に、国庫補助の充実を県として働きかける等、制度改善に向けたアクションを位置付けて欲しい。 | A | 「ア 民間団体の状況」に、追記しました。(26ページ) |
| 219 | 4 | DVや望まない妊娠などのSOSを受ける女性相談支援員の役割は、今ますます重要になっていると思います。県内の相談窓口の時間帯や手段などもっと拡充していただきたいです。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 220 | 4 | 女性相談員の専門性、継続性が不可欠です。研修を位置づけ、相談の継続性、専門性を高めるシステムをつくってほしいです。 | A | 支援のための人材育成については、「施策の方向2」に位置付け、専門性を高めるための研修や、支援者のメンタルヘルスケア等も図っていきます。(49ページ) |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|--|------|---|
| 221 | 4 | 女性相談員の専門性、継続性は不可欠なので、会計年度職員ではなく、正規の女性相談支援員をふやすことが重要であると感じます。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 222 | 4 | 自分が性的マイノリティではないかと迷っている方々への居場所の提供について、いわゆるグルーミングに繋がることが無いよう、そもそも本計画で実施するかも含めて、慎重に判断されるべきではないでしょうか？ 参考) 読売新聞2023/7/28記事 https://www.yomiuri.co.jp/national/20230728-0YT1T50476/ | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 223 | 4 | 支援の中心になる女性相談員を会計年度職員ではなく正規雇用にすること。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 224 | 7 | 職員への研修、職員採用の方針、人材育成について方針をもつこと。県として支援・助言ができる体制を。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 225 | 4 | 継続性の維持のため会計年度職員の期間を県独自で延長できる仕組みを。 | C | 会計年度任用職員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 226 | 5 | 支援調整会議の機能や役割が十分果たされるようにすることが重要。そのために会議に参加する職員について当事者や担当にサポートができる配置をすること。ケース会議のように個別の事案を複数で検討し対応を。 | C | 支援会議の在り方については、法施行以降も効果的、効率的な設置、運用のあり方について、構成員からの意見及び支援の実情に合わせて引き続き検討していきます。 |
| 227 | 5 | 各市町村にも支援調整会議を設置するよう求め、県も連携支援すること。 | A | 支援調整会議の設置は地方公表団体の努力義務ですが、市町村の取組を支援し、会議の設置数を数値目標として設定しています。(66ページ) |
| 228 | 4 | 女性相談所の一時保護を経ず、女性保護施設に入所できるようにすること。外部との連絡がとれないことでためらう事態となっている。施設のあり方やさらなる充実の検討、また県独自で支援施設の検討を。 | A | 「イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」を追記しました。(57ページ) |
| 229 | 4 | 無料低額宿泊所は女性が入所しにくい。女性専用もしくは施設の中で女性専用を確保すること。 | A | 「イ 住まいの確保」に「・無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行います。」を追記しました。(60ページ) |
| 230 | 4 | 住居の確保が難しい単身女性が住宅を借りるための保証制度を。本人の希望にあう住居が確保できるまで支援すること。 | B | 女性支援施策としては、一時保護施設及び自立支援施設退所後に所長及び寮長が保証人となる制度があります。また、居住支援法人が要配慮者の保証人となるケースもあります。 |
| 231 | 4 | 就労を希望する女性には、無理な就労ではなく職業訓練も含め本人の希望に沿った支援をすること。 | A | 職業訓練においては、母子家庭の母又は父子家庭の父を対象とした優先枠を全コースに設定しており、本人の希望で申込みことができます。なお、訓練受講中における就職支援について、訓練コースに関連した就職先の紹介が主となりますが、雇用形態も含め本人の希望に沿った支援を行っています。また、就職・再就職など、就業を希望する当事者に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施しています。(61ページ) |
| 232 | 4 | 計画に具体的な数値目標を盛り込み、年度ごとに検証し、具体化に向けてとりくむこと。たとえば自立支援施設の箇所や支援調整会議など。 | A | 具体的な数値目標を設定しました。(67ページ) |
| 233 | 4 | 相談には、親族からの性虐待、性被害、予期せぬ妊娠や出産、自傷行為、精神疾患など多様。心理カウンセラー・医師・法律家など専門的な対応が必要。そのための予算を人員の確保を県として確保し、国に対しても求めること。 | C | 支援の場における専門家による対応は、当事者の被害の回復にとって重要なことだと認識しています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|--|
| 234 | 4 | 民間団体との共同を示しているが、支援が十分とはいえない。事業廃止する団体もあると聞いている。民間団体への助成などさらに強化し、支援が続けられるよう対策を。 | A | 民間団体への支援については、「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」に記載しています。(48ページ) |
| 235 | 8 | 被害を減らすためには、売春を勧誘した者を処罰することが必要。被害者を犯罪者とする規定、売春防止法の第5条を削除するよう国に求めること。 | C | ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 236 | 2 | 6ページ コラム ジェンダー平等に関する記載について、1945年に日本国憲法が制定され、「男女平等」が保障となったことからいきなり1999年の「男女共同参画基本法の制定」に、記載が飛躍していますが、以下を挿入する検討をしてください。 1985年に女性差別撤廃条約に日本発効によってあらゆる女性があらゆる形態の差別を受けない権利を保障する。「固定化された男女役割分担観念の変革」「性役割」を排除して、「男も女も家庭と仕事」を理念とする男女平等論が登場しました。 1993年国連では、「女性に対する暴力撤廃条約」が採択され、複合的差別・交差的差別も対象となり、女性差別撤廃条約選択議定書のもと個人通報、調査などが取り組まれ「ジェンダー主流化」への努力が行われています。 「ジェンダー主流化」の中核に男女平等が基本にあることを明記すべきです。特に改定かながわ男女共同参画プランで「ジェンダー主流化」は中心的加地としていることから明記すべきです。「男女共同参画」だと男女平等が実現していると錯覚しますの補足してください。 | C | 当該コラムについては、かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)から引用しています。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 237 | 4 | 調査からも明らかになった各種相談件数の増加の一方で、一時保護などの効果的な対応が減少している問題が指摘されている事です。課題の背景になっている問題分析を行い(ニーズに対応しきれていない、)困難を抱える女性によりそった計画・行政施策の執行を求めます。 ①身近なところでの居場所づくり(一時的)を県市町村単位で必要なら民間と連携しながら施設整備し運営する | A | 居場所の提供は県としても取り組んでいきます(52ページ) |
| 238 | 4 | ②一時保護施設の機能強化体制充実を図りながら、県内で複数施設の建設計画を策定する。 | A | 現在、県では、様々な地域において、民間団体と協働した一時保護施設を提供しています。さらに、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援をする施設を整備します。(57ページ) |
| 239 | 4 | ③地域に開かれた自立支援施設の増設を年度目標を明らかにし建設する | A | 「イ 多様なケースに対応した一時保護の実施」に、「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」を追記しました。(57ページ) |
| 240 | 4 | ④DV相談LINE事業の民間委託事業所の業務推進状況を明らかに、人材の専門性がどのように追及されているのか、相談概要について年次で明らかにすること。 | A | DV相談LINEの実績については、「オ SNSを活用した相談(かながわDV相談LINE)」に記載しています。(97ページ) |
| 241 | 7 | 若年女性が抱える生活上の困難・課題の等の調査を行い、結果に基づき自立困難に陥らない対策、全庁挙げてのジェンダー主流化の対応策を示してください。 | A | 本計画の策定に当たり、若年女性を含め、幅広い年代の女性を対象に実態調査を実施し、その結果を踏まえた施策を記載しています。(8ページ) |
| 242 | 4 | 計画策定に必要な予算の拡充を図ってください、特に現在民間にゆだねている自立支援の事業(施設運営)において、事業費だけの補助では、運営に困難をきたしていることが訴えられていることから、県として、運営費・人件費の補助についても含めるなどの、民間機能に県が依拠していくのであるならば、予算措置を大幅に増やさなければ、計画策定の履行が担保されません。 | A | 本計画を策定するに当たって実施した当事者調査の結果や、市町村、民間団体ヒアリングで把握した課題を踏まえ、令和6年度当初予算で本計画を着実に推進していくための新規施策を盛り込みました。 |

| 意見No | 内容区分 | 意見要旨 | 反映区分 | 県の考え方 |
|------|------|---|------|---|
| 243 | 4 | 同時に、婦人相談員＝女性相談支援員については、計画遂行のキーパーソンです。現行の人数では業務遂行は不可能です。大幅に増員、不安定雇用を解消し、専門職としての買金労働条件を担保できるように改善を図りながら人材育成に努める必要があります。 | C | 女性相談支援員の処遇については、人事上の取扱いとなるため、本計画では示せませんが、ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とします。 |
| 244 | 5 | 推進体制について ①女性支援調整会議の構成や定例会議回数など明らかにしてください。 | C | 支援会議の在り方については、法施行以降も効果的、効率的な設置、運用のあり方について、構成員からの意見及び支援の実情に合わせて引き続き検討していきます。 |
| 245 | 5 | ②知事を本部長とする県庁内の意思決定機関の構成員、事務局、調整機能の権限、同時にだれが部局を超えての調整権限をもつ実行責任者であるのかについて明らかにすべきです。 | A | 参考資料に共生推進本部の要綱を追加しました。(172ページ) |
| 246 | 3 | (1) 困難な問題を抱える女性の実態調査を行って分析し、施策の基本的視点を明確にしていること ①経済的困難と他の困難の複合化の連関を明らかにしている。 ②相談、困難への対応への消極的対応「ほぼ何もしない」女性が圧倒的に多いこと | E | 今回、実態調査で把握した状況を参考に支援を実施してまいります。 |
| 247 | 3 | (2) 市町村へのヒアリングも重要(逃げない、とどまりたい当事者の本音にどう対応するか)だが、注目すべきは民間へのヒアリング結果－極めて重要な視点がいくつもある ①当事者だけでなく家族への地域での援助の重要性 ②若年女性への支援では「顔見知り感」がポイント－行政の支援に必要な視点 ③地域に開かれた自立支援－地域に開かれた自立支援、行政のオープンなイメージ | E | 今回、ヒアリングでいただいた貴重なご意見を参考に支援を実施してまいります。 |
| 248 | 7 | (3) 重点事項として下記が目される ①連携協働による支援体制の整備と女性相談支援員を中心とした人勢確保 ②アウトリーチと居場所の提供 ③一時保護体制の見直し ④中長期的支援と子どもへの支援の特記 | E | いずれも本計画に基づく支援にあたって、重要な事項だと考えています。 |
| 249 | 7 | 重点項目の実施のための体制整備の具体化とそこでの民間団体との協働体制の具体化 | A | 本計画では、各機関の役割や連携体制や各機関との連携体制について明示しました。(36、39ページ)本計画に基づき、具体的に施策を推進していきます。 |
| 250 | 7 | 中長期的自立支援のための女性自立支援施設の活用策(例として、基本方針にも指摘されている、一時保護入所を経ない直接入所方式(東京方式)の検討) | A | 「・当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。」を追記しました。(57ページ) |
| 251 | 7 | 公的支援機関の支援のあり方、体制の見直しが一番重要。特に女性相談支援センターの改革がポイント | A | 「第4章 2 基本理念」に基づき支援を実施します。(32ページ)また、女性支援新法の考えに応じた支援を支援者にも広めていきます。さらに、女性相談支援センターではDV被害も含めた困難な問題を抱える女性に対しても支援をしていきます。 |
| 252 | 7 | 内容としては、ネットによる被害の防止策と予期せぬ妊娠・中絶、出産(孤立出産の防止)への支援体制と民間との協働 | A | 「(1) 関係機関・民間団体と連携した早期発見」に、「SNS等多様な媒体を活用した早期発見」を追記しました。(51ページ) 「ウ 女性支援策と関係が深い相談支援の推進」に妊娠・中絶、出産や不妊・不育の悩み、プレコンセプションケア等の取組みについて記載しています。(55ページ) |
| 253 | 7 | 民間団体への若年女性・中高年女性・障がいのある女性等への支援の取組みの働きかけと財政支援 | A | 民間団体への支援については、「ウ 当事者支援を行う民間団体への支援」に記載しています。(48ページ) |
| 254 | 7 | 地域での支援ネットワークづくりの展望 | C | 地域での支援ネットワークについては、支援調整会議がその中心的役割になるものと想定しています。具体的な運用については、引き続き検討を進めていきます。 |